令 05 原機 (再) 040 令和 5 年 10 月 19 日

原子力規制委員会 殿

住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1 申 請 者 名 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 代表者の氏名 理 事 長 小 ロ 正 範 (公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 再処理施設に係る廃止措置計画変更認可申請書の一部補正について

平成30年6月13日付け原規規発第1806132号をもって認可を受け、その後別表1のとおり変更の認可を受け、別表2のとおり変更の届出を行い、令和5年5月31日付け令05原機(再)011(令和5年8月8日付け令05原機(再)021にて一部補正)をもって変更認可を申請した核燃料サイクル工学研究所 再処理施設の廃止措置計画を別紙のとおり一部補正いたします。

補正の理由

(1) スラッジ貯蔵場の津波対策における止水弁の設置

止水弁の設置に係る記載の見直しを行うとともに、関連する添付書類(1.申請に係る「再処理施設の技術基準に関する規則」との適合性)の記載を見直す。

(2) 焼却施設 空気圧縮機の更新

空気圧縮機の更新に係る記載の見直しを行うとともに、関連する添付書類 (1.申請に係る「再処理施設の技術基準に関する規則」との適合性)の記載を見直す。

(3) クリプトン回収技術開発施設 空気圧縮機の制御系の改造

空気圧縮機の制御系の改造に係る記載の見直しを行うとともに、関連する 添付書類(1.申請に係る「再処理施設の技術基準に関する規則」との適合 性)の記載を見直す。

変更認可の経緯(1/5)

認可年月日	認可番号	備考			
平成 30 年 11 月 30 日	原規規発第 1811305 号	再処理施設に関する設計 及び工事の方法の認可を 受けている案件について 廃止措置期間中に工事を 行うことを明記,ガラス 固化技術開発施設の工程 制御装置等の更新			
平成 31 年 2月 18日	原規規発第 19021811 号	ガラス固化技術開発施設 の溶融炉制御盤の更新, ガラス固化技術開発施設 の固化セルのインセルク ーラの電動機ユニットの 交換			
平成 31 年 3 月 29 日	原規規発第 1903297 号	ガラス固化技術開発施設 の溶融炉の間接加熱装置 (予備品)の製作及び交換			
令和元年 9月10日	原規規発第 1909101 号	動力分電盤制御用電源回路の一部変更,管理区域境界に設置された窓里が場別で変換、分離精製工場のでが、大力のででででででででである。 かん 一次 は 一次			

変更認可の経緯(2/5)

認可年月日	認可番号	備考				
令和元年 9月10日	原規規発第 1909102 号	ガラス固化技術開発施設 における放射線管理設備 の更新				
令和元年 9月 10日	原規規発第 1909103 号	アスファルト固化処理施設の浄水配管及び蒸気凝縮水配管の一部更新,第二アスファルト固化体貯蔵施設の水噴霧消火設備の一部更新				
令和2年2月10日	原規規発第 2002103 号	安全対策の検討に用いる 基準地震動,基準津波,設 計竜巻及び火山事象				
令和2年7月10日	原規規発第 2007104 号	廃止措置中の過失,機械 又は装置の故障,浸水,地 震,火災等があった場合 に発生すると想定される 事故の種類,程度,影響等				
令和2年9月25日	原規規発第 2009252 号	ガラス固化技術開発施設に係る津波・地震の安全対策,高放射性廃液貯蔵場及びガラス固化技術開発施設の事故対処に係る事故の抽出・有効性評価の進め方等の基本的方針,竜巻,火山,外部火災等,その他事象に係る安全対策				

変更認可の経緯 (3/5)

認可年月日	認可番号	備考		
令和3年1月14日	原規規発第 2101142 号	高放射性廃液貯蔵場 (HAW)及びガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス 固化技術開発棟に係る事故対処の有効性評価の進め方,基本的考え方(有効性評価の起因事象,事故選定等)及び制御室の安全対策		
令和3年4月27日	原規規発第 2104272 号	事故対処の有効性評価有 効性の確認,代表漂流物 の妥当性の検証,制御室 に係る有毒ガスの影響確 認		
令和3年6月30日	原規規発第 21063018 号	新検査制度への移行に伴い,施設定期検査に係る 事項の削除,品質マネジ メントに係る事項の追加 等を変更		
令和3年10月5日	原規規発第 2110059 号	廃止措置期間中に性能を 維持すべき再処理施設, 性能維持施設及びその性 能並びにその性能を維持 すべき期間,廃止措置の 工程		

変更認可の経緯(4/5)

認可年月日	認可番号	備考
令和4年3月3日	原規規発第 2203032 号	ガラ(TVF) 所 関発技のト施にの 大の下が 開発神 大の下が 大の下が 大の下が 大の下が 大の下が 大の下が 大の下が 大の下が 大の下が 大の下が 大の下が 大の下が 大の下が 大の下が 大の下が 大ので 大ので 大ので 大ので 大ので 大ので 大ので 大ので
令和4年5月17日	原規規発第 2205173 号	工程洗浄により再処理設備本体等の一部の機器に残存している核燃料物質を回収するため,対象となる施設,工程,回収の方法等の追加

変更認可の経緯(5/5)

認可年月日	認可番号	備考				
令和 4 年 12 月 22 日	原規規発第 2212222 号	再処理施設分離精製工場 内のふげん使用済燃料の 搬送方法,安全対策等を 追加				

変更届出の経緯(1/2)

変更届出年月日	変更届出番号	備考				
令和3年9月14日	令 03 原機(再) 023	再処理施設に関する設計 及び工事の計画の「高放 射性廃液貯蔵場の耐津波 補強工事」(別冊 1-14)に 係る設計条件及び仕様の うち,配管類の仕様につ いて,材料の入手性の観 点から同等の日本産業規				
		格の規格に変更,使用材 料の表記を変更				
令和4年2月15日	令 03 原機(再)054	再処理施設に関する設計 及び工事の計画の「高放 射性廃液貯蔵場(HAW)の 事故対処に係る接続口の 設置」(別冊 1-18) におい て,新たに設置する接続 口の使用材料の表記の誤 植を変更				
令和4年4月14日	令 04 原機(再)007	理事長交代(令和4年4月 1日付け)に伴う代表者の 氏名の変更				

変更届出の経緯(2/2)

変更届出年月日	変更届出番号	備考
令和5年3月17日	令 04 原機(再) 104	再処理を関する設計 ファック で で で で で で で で で で で で で で で で で で で

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書

補正前後比較表

補正箇所を_____又は こで示す。

		(71.7.6
補正前 成此供置計画亦更認可由註書(今和5年5月21日付け今05 原機(更)011		補正理由
廃止措置計画変更認可申請書(令和5年5月31日付け令05原機(再)011、 令和5年8月8日付け補正令05原機(再)021をもって補正)	1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
(別冊 2-4	5) (別冊 2-	-45)
再処理施設に関する設計及び工事の計画	再処理施設に関する設計及び工事の計画	
(スラッジ貯蔵場の津波対策における止水弁の設置)	(スラッジ貯蔵場の津波対策における止水弁の設置)	
目 次(()) (()) (())	目 次	
(省略)	(補正なし)	
	ー	
別図-1 止水弁等の設置概要	別図-1 止水弁等の設置概要	
別図-2 計装用圧空配管の設置概要	別図-2 計装用圧縮空気配管の設置概要	○記載の適正化
別図-3 現場操作盤設置場所及び制御・電源ケーブル敷設ルート平面図	別図-3 現場操作盤設置場所及び制御・電源ケーブル敷設ルート平面図	
	別図-4 現場操作盤概要図	○現場操作盤概要図
別図-4 止水弁の計装系統図	別図- <u>5</u> 止水弁の計装系統図	の追加
別図- <u>5</u> セル給気系ダクトの仮設概要	別図 $-\underline{6}$ セル給気系ダクトの仮設概要	○現場操作盤概要図
別図- <u>6</u> スラッジ貯蔵場の津波対策における止水弁の設置に係る工事フロー	別図- <u>7</u> スラッジ貯蔵場の津波対策における止水弁の設置に係る工事フロー	の追加に伴う別図番号の変更
表一覧	表一覧	
表-1 止水弁等の設計条件	表-1 止水弁等の設計条件	
表-2 止水弁の仕様	表-2 止水弁の仕様	
表-3 給気ダクトの仕様	表-3 給気ダクトの仕様	
表-4 止水弁サポートの仕様	表-4 止水弁サポートの仕様	
表-5 現場操作盤の仕様	表-5 現場操作盤の仕様	
表-6 ケーブルの仕様	表-6 ケーブルの仕様	
表-7 計装用 <u>圧空</u> 配管等の仕様	表-7 計装用圧縮空気配管等の仕様	○記載の適正化
表-8 工事工程表	表-8 工事工程表	
 1.変更の概要	1.変更の概要	
(省略)	(補正なし)	
2. 準拠すべき法令、基準及び規格	2. 準拠すべき法令、基準及び規格	
	(補正なし) 	
3. 設計の基本方針	3. 設計の基本方針	
(省略)	(補正なし)	
4. 設計条件及び仕様	4. 設計条件及び仕様	
(1) 設計条件	(1) 設計条件 (1) 設計条件	
(工/	(工)	

補 正 前

廃止措置計画変更認可申請書(令和5年5月31日付け令05原機(再)011、 令和5年8月8日付け補正令05原機(再)021をもって補正)

本申請の改造範囲である止水弁を含むセル給気系ダクトは、耐震分類B類とし、剛構 造となるよう設計する。

また、止水弁の閉操作を廃棄物処理場 (AAF) から遠隔で操作するため、現場操作盤を 廃棄物処理場(AAF)3階の伝送器室(G403)に設置し、制御電源を同施設1階の廃棄 物処理場制御室(G1 01)内制御盤から供給するよう設計する。なお、止水弁は圧空又 は電源が喪失した際には自動的に閉となる機能を持たせる。

止水弁等の設計条件を表-1、止水弁等の設置概要を別図-1、計装用圧空配管の設 置概要を別図-2、現場操作盤設置場所及び制御・電源ケーブル敷設ルート平面図を別 図-3並びに止水弁の計装系統図を別図-4に示す。

表一1	止水弁等の設計条件
1 1	

名称	流体	最高使用	最高使用	放射能	耐震			
4 你	<i>₹/\\\\\</i>	温度 (℃)	圧力 (MPa)	濃度	分類			
止水弁	通常時:空気	EO	通常時:0.00066 *1		D			
业 //开	浸水時:海水	50	浸水時:0.055 *2		В			
給気ダクト	通常時:空気	F0	通常時:0.00066 *1		D			
(改造部分)	浸水時:海水	50	浸水時:0.055 *2	_	В			
計装用 <u>圧空</u> 配管	空気	50	0.69	_	С			

*1:入気により生じる外圧

*2:入気及び浸水により生じる外圧から算出

(2) 仕様

止水弁の仕様を表-2、給気ダクトの仕様を表-3、止水弁サポートの仕様を表-4、 現場操作盤の仕様を表-5、ケーブルの仕様を表-6及び計装用圧空配管等の仕様を 表-7に示す。

表-2 (省略)

補 正 後

補正理由

○記載の適正化

○記載の適正化

○現場操作盤概要図

の追加及び概要図追 加に伴う別図番号の

本申請の改造範囲である止水弁を含むセル給気系ダクトは、耐震分類B類とし、剛構 造となるよう設計する。

また、止水弁の閉操作を廃棄物処理場 (AAF) から遠隔で操作するため、現場操作盤を 廃棄物処理場(AAF)3階の伝送器室(G403)に設置し、制御電源を同施設1階の廃棄 物処理場制御室(G1 01)内制御盤から供給するよう設計する。なお、止水弁は圧縮空 気又は電源が喪失した際には自動的に閉となる機能を持たせる。

止水弁等の設計条件を表-1、止水弁等の設置概要を別図-1、計装用圧縮空気配管 の設置概要を別図-2、現場操作盤設置場所及び制御・電源ケーブル敷設ルート平面図 を別図-3、現場操作盤概要図を別図-4並びに止水弁の計装系統図を別図-5に示し す。

表-1 止水弁等の設計条件

<u> </u>									
名称	流体	最高使用最高使用		放射能	耐震				
71 77	1/14	温度 (℃)	圧力 (MPa)	濃度	分類				
11142	通常時:空気	Γ0	通常時:0.00066 *1		D				
止水弁	浸水時:海水	50	浸水時:0.055 *2	_	Б				
給気ダクト	通常時:空気	EO	通常時:0.00066 *1		D				
(改造部分)	浸水時:海水	50	浸水時:0.055 *2	_	D				
計装用圧縮	空気	50	0.69		C				
<u>空気</u> 配管	全 风	50	0.09	_					

*1:入気により生じる外圧

*2: 入気及び浸水により生じる外圧から算出

(2) 仕様

止水弁の仕様を表-2、給気ダクトの仕様を表-3、止水弁サポートの仕様を表-4、 現場操作盤の仕様を表−5、ケーブルの仕様を表−6及び計装用圧縮空気配管等の仕 | ○記載の適正化 様を表-7に示す。

表-2 (補正なし)

○記載の適正化

変更

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

補正箇所を 又は で示す。

補 正 前 近井置計画変更認可申請書(令和 5 年 5 月 31 日付け令 05 原機(再)011、 令和 5 年 8 月 8 日付け補正令 05 原機(再)021 をもって補正)								補正後								補正理由
11.4	表-3 給気ダクトの仕様							表-3 給気ダクトの仕様							+	
名称	东			呼び径		備考					-	呼び径	肉厚	備考		
		SUS304TF (JIS G 345		300 A I	Sch 10S (4.5 mm)					SUS304 (JIS G 3		300 A	Sch 10S (4.5 mm)			
		SUS304 (<u>JIS G 430</u>	<u>)5</u>)	(板材)	10.0 mm					SUS30 (<u>JIS G 4</u>		(板材)	10.0 mm			○適用規格の見直し
		SUS304 (JIS G 430)5)	(板材)	6.0 mm			給気ダクト		SUS30 (JIS G 4		(板材)	6.0 mm			
給気ダ	クト	SGP (JIS G 345	52)	300 A	6.9 mm					SGP (JIS G 3		300 A	6.9 mm			
		SS400 (JIS G 310	01)	(板材)	12.0 mm					SS400 (JIS G 3		(板材)	12.0 mm			
		SS400 (JIS G 310	01)	(板材)	9.0 mm					SS400 (JIS G 3		(板材) 9.0				
		SS400 (JIS G 310	01)	(板材)	6.0 mm					SS400 (JIS G 3101		(板材)	6.0 mm			
			表-4	(省略)			表-4 (補正なし) 表-5 現場操作盤の仕様									
		表-	- 5 現	場操作盤の仕	上様											
名称	仕様	概略寸法 (m)	数量	主要な材質	設置場所	備考	名称	仕様	概略 寸法 (m)	数量	主要な 材質	<u>概略</u> <u>重量</u> (kg)	<u>耐震</u> <u>分類</u>	設置場所	備考	○現場操作盤の概略
現場 操作盤	壁掛型	0.7×0.4 ×0.3	1	SS400 (JIS G 310	廃棄物処理場 伝送器室 (G4 03)		現場操作盤	壁掛型	0.7×0.4 ×0.3	1	SS400 (JIS G 3101)	80	<u>C</u>	廃棄物処理場 伝送器室 (G4 03)	<u>別図-4</u> 参照	重量、耐震分類、備考の追記に伴う見直し
			表-6	(省略)							表-6	(補正なり	L)			

補 正 前

廃止措置計画変更認可申請書(令和5年5月31日付け令05原機(再)011、 令和5年8月8日付け補正令05原機(再)021をもって補正)

= 7	計装用圧空配管等の仕札	辛
衣一 /		কাই

名称	材料 (適用規格)	呼び径	肉厚	備考
計装用 <u>圧空</u> 配管	SGP (JIS G 3452)	15 A 20 A	2.8 mm	
仕切弁	S28C (JIS G 4051)	15 A	_	
圧力計	黄銅	_		
ビニル被覆銅管	銅	φ 10/8		

(3) 保守

(省略)

5. 工事の方法

(省略)

(1) 工事の手順

本工事に用いる新規の給気ダクトは材料を入手後、工場においてボルト接合可能な複 数のダクトに加工・溶接を行った後、現地に搬入して組み立てる。

止水弁は、製品入手後、現地に搬入する。

本工事は、セル給気系ダクトの一部を撤去した後、セルに設置されているスクリュー ダクトの開口フランジ部に仮設の給気フィルタ及び風量調整用仕切り板を設置して給 気を確保した上で行う(別図-5参照)。

その後、保守区域(A1 11、A1 12)内床にアンカーボルトで止水弁サポートを敷設し、 サポート上に止水弁を設置するとともに、新規の給気ダクトを順次接続して組み立て を行った後、仮設の給気フィルタ及び風量調整用仕切り板を撤去し、新規の給気ダクト の最終繋ぎこみを行う。

止水弁を制御する設備については、廃棄物処理場の伝送器室(G4 03)に止水弁を制御 する現場操作盤を設置し、制御ケーブルの敷設を行う。

本工事フローを別図-6に示す。

工事の各段階で所要の試験・検査を行うこととしており、実施する試験・検査項目(調 達管理等の検証のために行う検査を含む。)、検査対象、検査方法及び判定基準を以下に 示す。

111	-T	141.
補	TE.	後

表 7 計法田区縮空気配管室の仕様

衣一 / 司表用 <u>工棚を</u> X間目寺の仕様				
名称	材料 (適用規格)	呼び径	肉厚	備考
計装用 <u>圧縮空気</u> 配管	SGP (JIS G 3452)	15 A 20 A	2.8 mm	
仕切弁	S28C (JIS G 4051)	15 A	_	
圧力計	黄銅	_	_	
ビニル被覆銅管	銅	φ 10/8	_	

(3) 保守

(補正なし)

5. 工事の方法

(補正なし)

(1) 工事の手順

本工事に用いる新規の給気ダクトは材料を入手後、工場においてボルト接合可能な複 数のダクトに加工・溶接を行った後、現地に搬入して組み立てる。

止水弁は、製品入手後、現地に搬入する。

本工事は、セル給気系ダクトの一部を撤去した後、セルに設置されているスクリュー ダクトの開口フランジ部に仮設の給気フィルタ及び風量調整用仕切り板を設置して給 気を確保した上で行う(別図-6参照)。

その後、保守区域(A1 11、A1 12)内床にアンカーボルトで止水弁サポートを敷設し、 サポート上に止水弁を設置するとともに、新規の給気ダクトを順次接続して組み立て を行った後、仮設の給気フィルタ及び風量調整用仕切り板を撤去し、新規の給気ダクト の最終繋ぎこみを行う。

止水弁を制御する設備については、廃棄物処理場の伝送器室(G4 03)に止水弁を制御 する現場操作盤を設置し、制御ケーブルの敷設を行う。

本工事フローを別図-7に示す。

工事の各段階で所要の試験・検査を行うこととしており、実施する試験・検査項目(調 の追加に伴う別図番 達管理等の検証のために行う検査を含む。)、検査対象、検査方法及び判定基準を以下に 号の変更 示す。

○記載の適正化

補正理由

○記載の適正化

○現場操作盤概要図 の追加に伴う別図番 号の変更

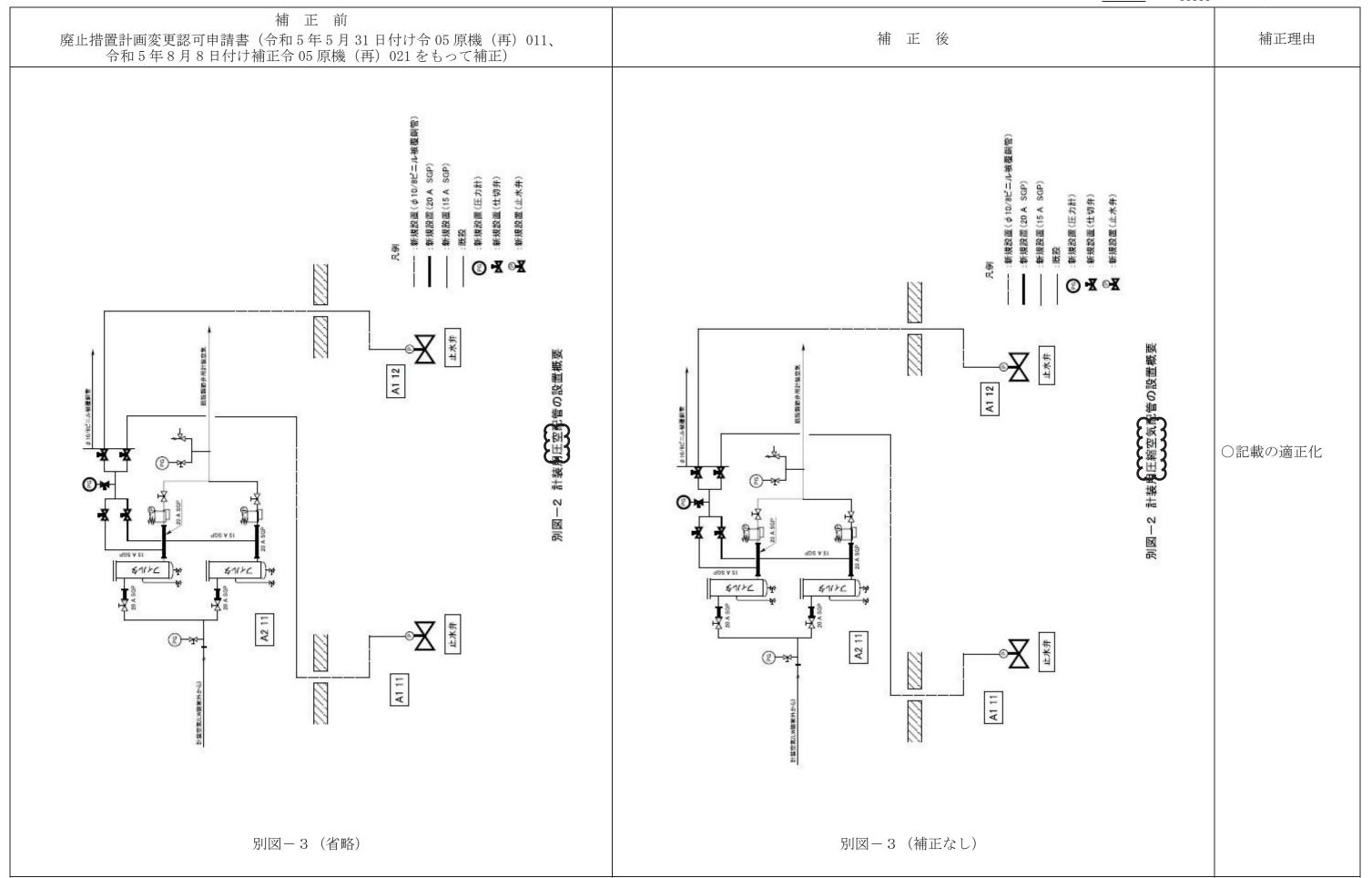
○現場操作盤概要図

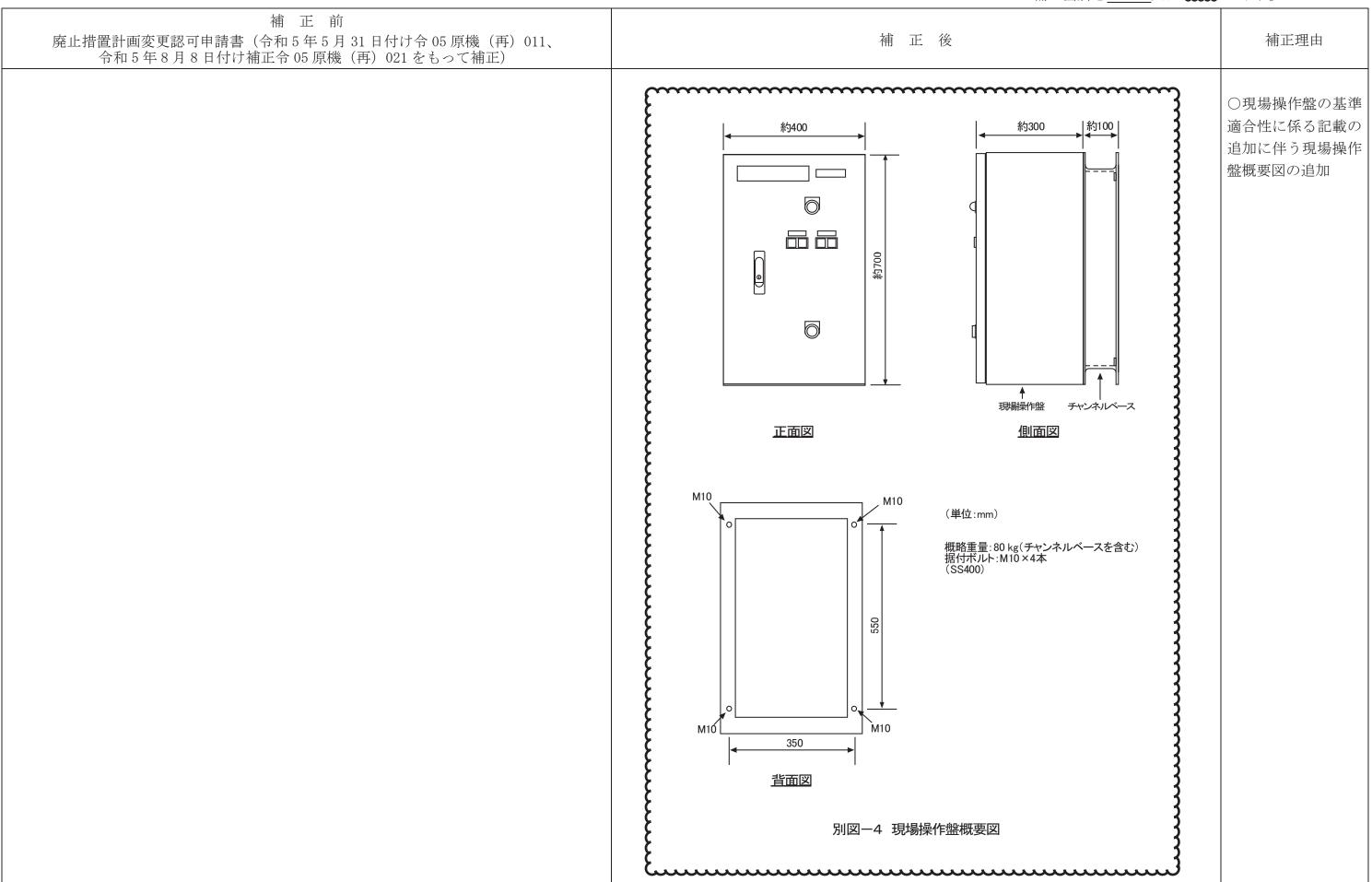
	~~~~
補正箇所を	又は <b>、</b> で示す。

補正前		
廃止措置計画変更認可申請書(令和5年5月31日付け令05原機(再)011、 令和5年8月8日付け補正令05原機(再)021をもって補正)	補正後	補正理由
①材料確認検査	①材料確認検査	
対象:給気ダクト、止水弁サポート、アンカーボルト、止水弁、計装用 <u>圧空</u> 配管、 ケーブル及び現場操作盤	対 象:給気ダクト、止水弁サポート、アンカーボルト、止水弁、計装用 <u>圧縮空気</u> 配管、ケーブル及び現場操作盤	○記載の適正化
方 法: 更新に用いる給気ダクト、止水弁サポート、アンカーボルト、止水弁、計 装用 <u>圧空</u> 配管、ケーブル及び現場操作盤の仕様を材料証明書等により確認 する。	方 法: 更新に用いる給気ダクト、止水弁サポート、アンカーボルト、止水弁、計 装用 <u>圧縮空気</u> 配管、ケーブル及び現場操作盤の仕様を材料証明書等により 確認する。	○記載の適正化
判 定:表-2~表-7の仕様の記載のとおりであること。	判 定:表-2~表-7の仕様の記載のとおりであること。	
②耐圧・漏えい検査(1)(耐圧試験)	②耐圧・漏えい検査(1)(耐圧試験)	
対象:給気ダクト、止水弁	対象:給気ダクト、止水弁	
方 法:最高使用圧力 (0.055 MPa) の 1.5 倍以上の圧力 (気圧) をかけ、著しい	方 法:最高使用圧力 (0.055 MPa) の 1.5 倍以上の圧力 (気圧) をかけ、著しい	
変形が発生しないことを目視により確認する。		○松木七汁及√≦刈⇔
変形が光生 しないことを 目覚により確応する。	変形が発生しないことを目視により確認する。 <u>また、発泡液により漏れに</u> よる発泡の有無を目視により確認する。	<ul><li>○検査方法及び判定</li><li>の明確化</li></ul>
判 定:著しい変形がないこと。	判 定:著しい変形がないこと及び発泡のないこと。	(2)5月1催16
③耐圧・漏えい検査 (2) (漏えい試験)	到 た 看 しい 変形がないこと <u>次 0 光 程 0 / ない こと</u> 。 ③耐圧・漏えい検査 (2) (漏えい試験)	
対象:給気ダクトの接続部	対象:止水弁、給気ダクトの接続部	○ は水分け 海池に
方法:スモークテストを行い、漏えいの有無を目視により確認する。	カー家・ <u>エバ开、</u> 相スクケトの接続的 方 法:スモークテストを行い、漏えいの有無を目視により確認する。	○止水弁は、津波に
判 定:漏れのないこと。	ガー伝・ハモークテストを行い、MACVの有無を自悦により確認する。 判 定:漏れのないこと。	よる損傷の防止機能
		を有するものである
		ため、耐圧・漏えい検
		査の検査対象として 追加
④耐圧・漏えい検査 (3) (漏えい試験)	④耐圧・漏えい検査(3)(漏えい試験)	
対象:計装用圧空配管	対象:計装用圧縮空気配管	  ○記載の適正化
カ 法:最高使用圧力 (0.69 MPa) の 1.25 倍以上の圧力 (気圧) をかけ、著しい	方 法:最高使用圧力 (0.69 MPa) の 1.25 倍以上の圧力 (気圧) をかけ、著しい	
変形が発生しないことを目視により確認する。また、発泡液により漏れに	変形が発生しないことを目視により確認する。また、発泡液により漏れに	
よる発泡の有無を目視により確認する。 よる発泡の有無を目視により確認する。	よる発泡の有無を目視により確認する。また、光視板により網がに	
判 定:著しい変形がないこと及び発泡のないこと。	判 定:著しい変形がないこと及び発泡のないこと。	
③据付・外観検査(1)	⑤据付・外観検査(1)	
対象:止水弁サポート用のアンカーボルト間の寸法	対象:止水弁サポート用のアンカーボルト間の寸法	
方 法: 止水弁サポート用のアンカーボルト間の寸法について、金尺等を用いて測	方 法: 止水弁サポート用のアンカーボルト間の寸法について、金尺等を用いて測	
定する。	定する。	
判 定: 止水弁サポート用のアンカーボルト間の寸法が別図-1に示す寸法である	判 定: 止水弁サポート用のアンカーボルト間の寸法が別図-1に示す寸法である	
こと。	一 た. 正水介 ケベード 川 ジ ケン グ ベル 下向 ジュムか	

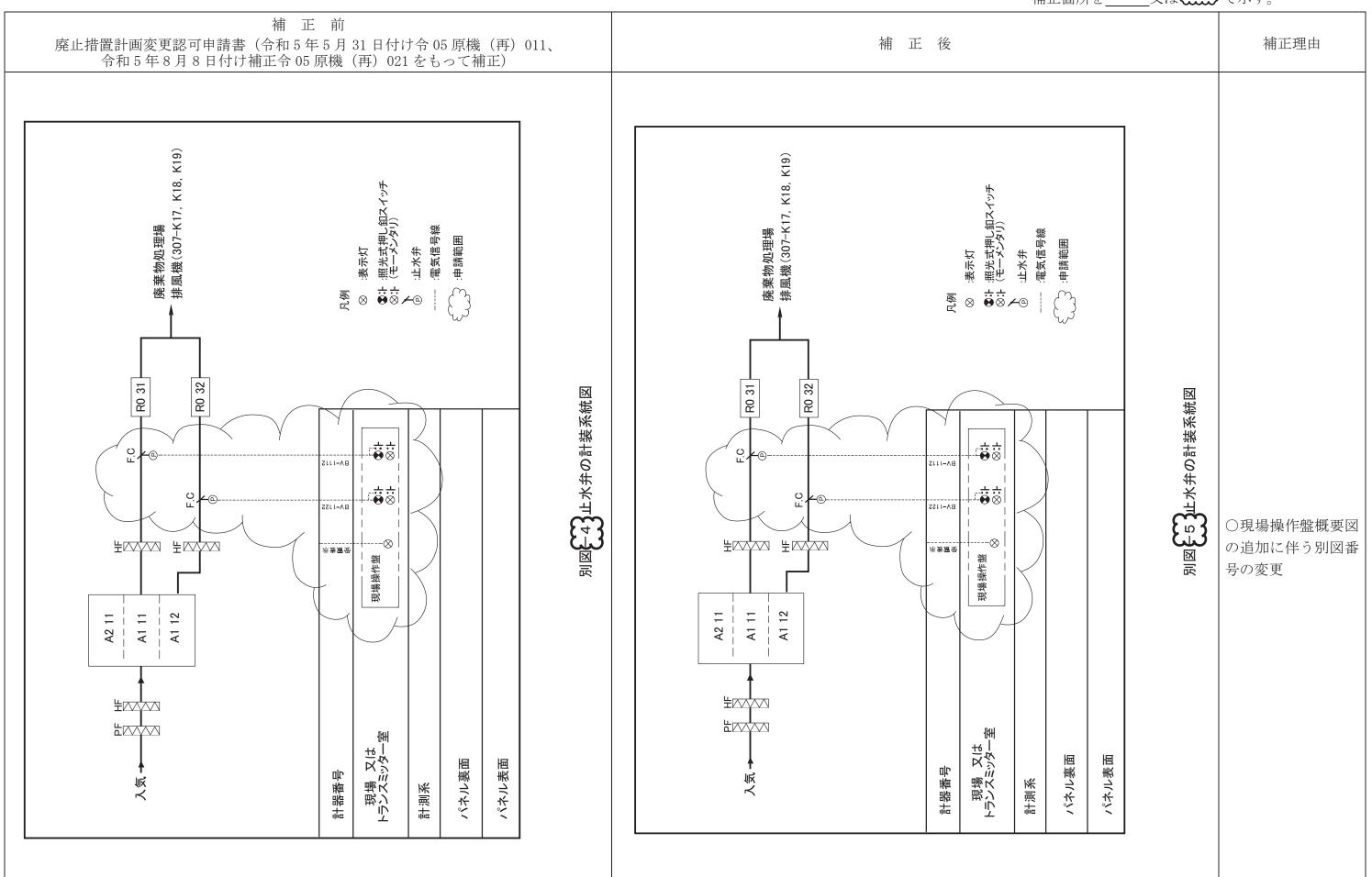
		( ) ( ) ( )
補 正 前 廃止措置計画変更認可申請書(令和5年5月31日付け令05原機(再)011、 令和5年8月8日付け補正令05原機(再)021をもって補正)	補正後	補正理由
⑥据付・外観検査(2)	⑥据付・外観検査(2)	
対象:給気ダクト、止水弁、止水弁サポート、計装用 <u>圧空</u> 配管及び現場操作盤 方法:給気ダクト、止水弁、止水弁サポート、計装用圧空配管及び現場操作盤の	対象:給気ダクト、止水弁、止水弁サポート、計装用圧縮空気配管及び現場操作盤	○記載の適正化
位置並びに外観を目視により確認する。 判 定:給気ダクト、止水弁、止水弁サポート、計装用 <u>圧空</u> 配管及び現場操作盤が	方法:給気ダクト、止水弁、止水弁サポート、計装用 <u>圧縮空気</u> 配管及び現場操作 盤の位置並びに外観を目視により確認する。	○記載の適正化
別図-1~別図-3の位置にあること。また、有害な傷、変形等がないこと。	判 定:給気ダクト、止水弁、止水弁サポート、計装用 <u>圧縮空気</u> 配管及び現場操作 盤が別図-1~別図-3の位置にあること。また、有害な傷、変形等がな いこと。	○記載の適正化
	(7)据付・外観検査(3)	  ○現場操作盤の耐震
	対象:現場操作盤の据付ボルト	分類の追加に伴う据
	方 法:現場操作盤の据付ボルトの仕様、本数及び据付寸法を確認する。	
	判 定:現場操作盤の据付ボルトが所定の仕様 (M10) 及び本数 (4 本) であり、別	付・外観検査の追加
	図-4に示す間隔以上であること。	
<u>⑦</u> 作動検査	<u>⑧作動検査(1)</u>	○現場操作盤の据付
対 象:止水弁及び現場操作盤	対 象:止水弁及び現場操作盤	ボルトに係る据付・
方法:現場操作盤の開閉操作により、止水弁の開閉が支障なく行えることを目視	方法:現場操作盤の開閉操作により、止水弁の開閉が支障なく行えることを目視	外観検査の追加に伴
により確認する。	により確認する。	う検査番号の変更、
判 定:止水弁が正常に作動すること。	判 定:止水弁が正常に作動すること。	作動検査の追加に伴
		う記載の適正化
	⑨作動検査(2)	○止水弁が圧縮空気
	対象: 止水弁	又は電源が喪失した
	方法: 圧縮空気、電源それぞれを遮断し、止水弁が閉となることを目視により確	
	認する。	ることを確認する作
	<u>判</u> 定:止水弁が閉となること。	
	一一 た・エ水井が材となること。	動検査の追加
(2) 工事上の安全対策	(2) 工事上の安全対策	
(省略)	(補正なし)	
6. 工事の工程	6. 工事の工程	
(省略)	(補正なし)	
表-8(省略)	表-8 (補正なし)	
別図-1(省略)	別図-1 (補正なし)	

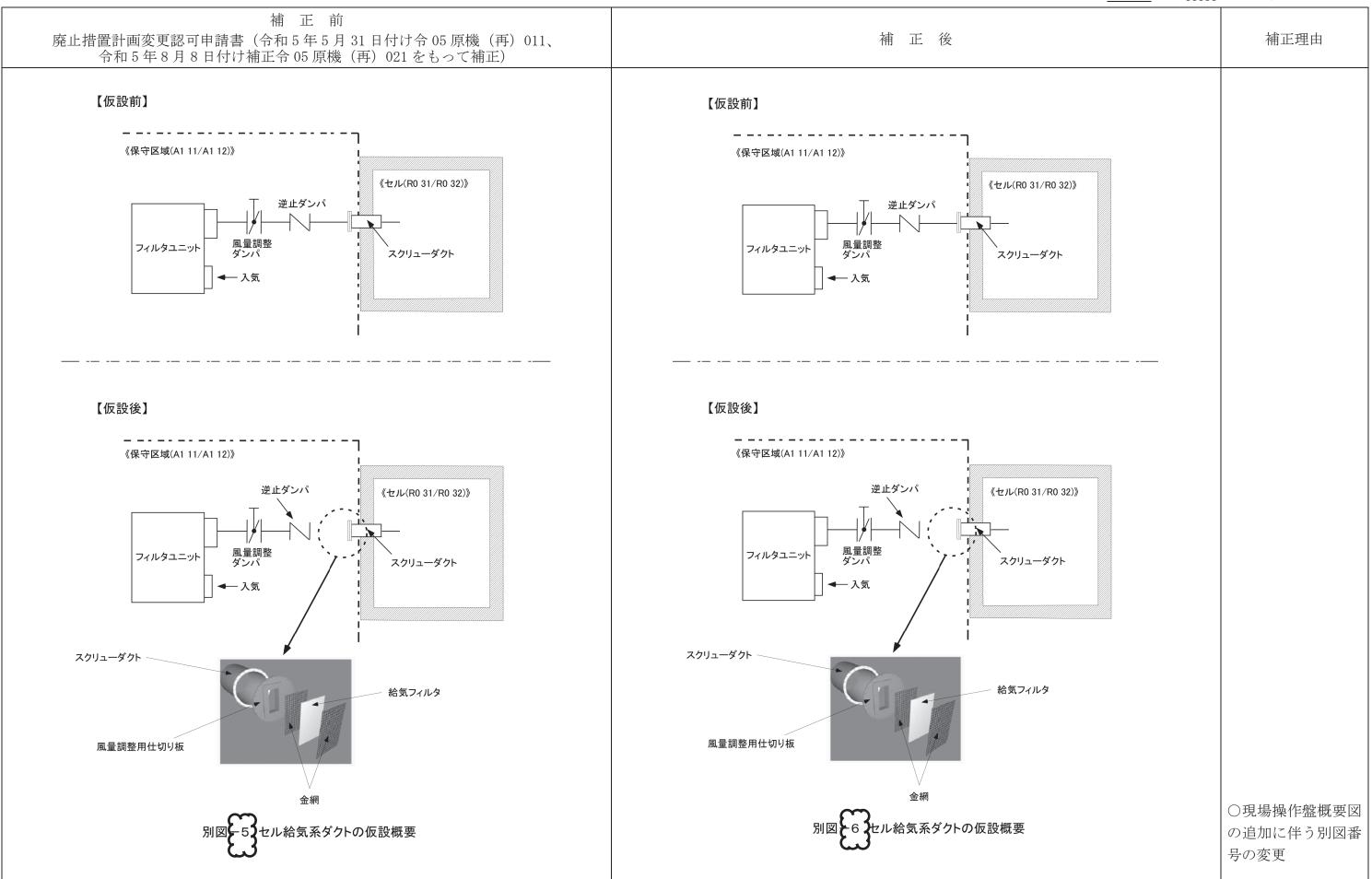
補正箇所を_____又は こで示す。

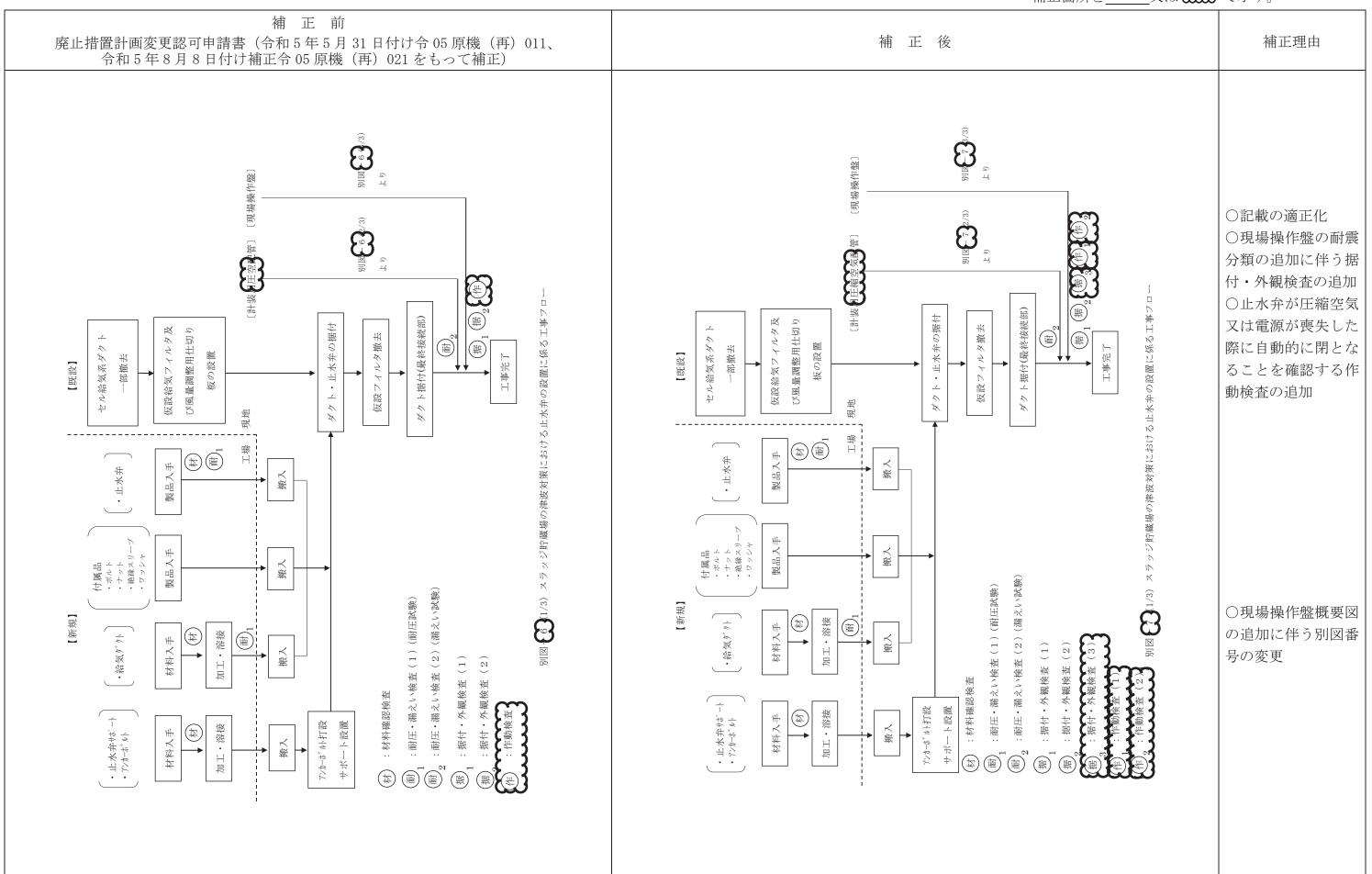


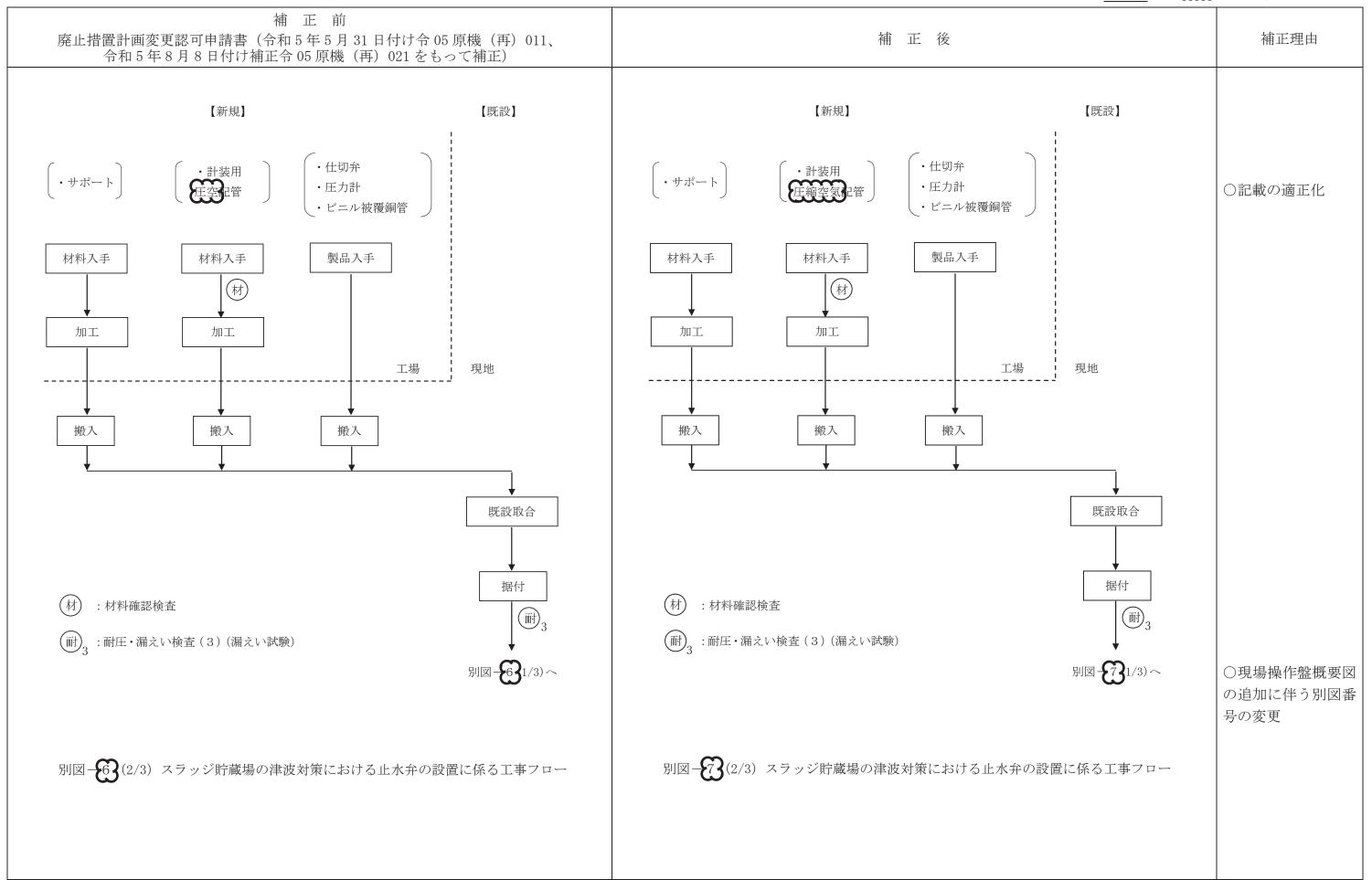


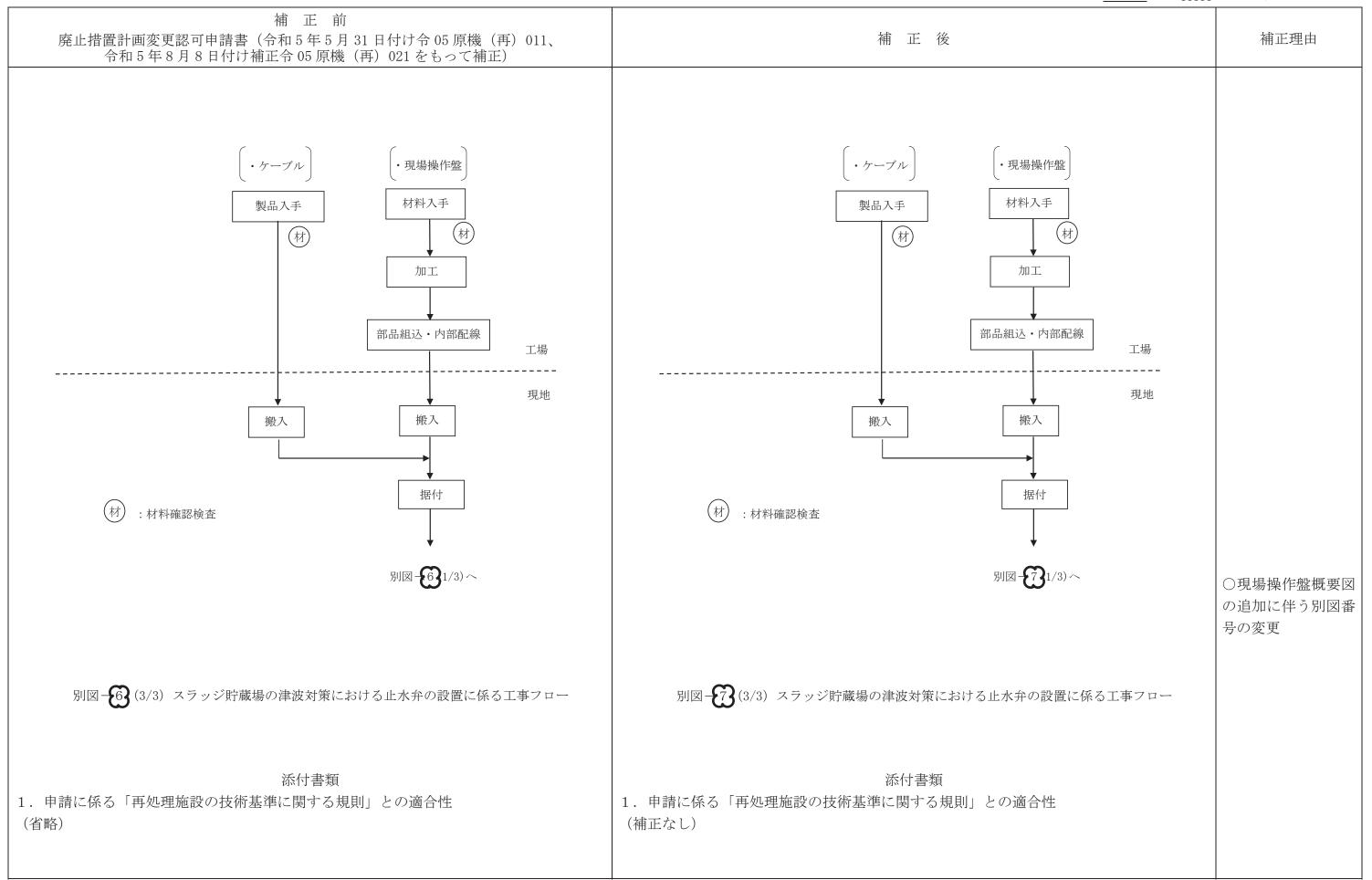
補正箇所を _____又は ( で示す。











# 核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

補正箇所を_____又は こで示す。

補 正 前 廃止措置計画変更認可申請書(令和 5 年 5 月 31 日付け令 05 原機(再)011、 令和 5 年 8 月 8 日付け補正令 05 原機(再)021 をもって補正)	補正後	補正理由
別紙-1	別紙-1	
第六条(地震による損傷の防止)	第六条 (地震による損傷の防止)	
安全機能を有する施設は、これに作用する地震力(事業指定基準規則第七条第二	安全機能を有する施設は、これに作用する地震力(事業指定基準規則第七条第二	
項の規定により算定する地震力をいう。)による損壊により公衆に放射線障害を及	項の規定により算定する地震力をいう。)による損壊により公衆に放射線障害を及	
ぼすことがないものでなければならない。	ぼすことがないものでなければならない。	
2 耐震重要施設(事業指定基準規則第六条第一項に規定する耐震重要施設をい	2 耐震重要施設(事業指定基準規則第六条第一項に規定する耐震重要施設をい	
う。以下同じ。) は、基準地震動による地震力(事業指定基準規則第七条第三項	う。以下同じ。)は、基準地震動による地震力(事業指定基準規則第七条第三項	
に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。) に対してその安全性が	に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。)に対してその安全性が	
損なわれるおそれがないものでなければならない。	損なわれるおそれがないものでなければならない。	
3 耐震重要施設は、事業指定基準規則第七条第三項の地震により生ずる斜面の崩	3 耐震重要施設は、事業指定基準規則第七条第三項の地震により生ずる斜面の崩	
壊によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	壊によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	
1項 改造範囲である止水弁を含むセル給気系ダクトは、耐震分類 B 類とし、剛構造となるよ計する。また、本改造は既設のセル給気系ダクトの一部を取外し、止水弁(止水弁サポー支持)及び給気ダクトを新たに設置するものであり、この範囲を一体としたモデルを用い限要素法により耐震評価を行った結果、剛構造(固有振動数: A1 11 側 54 Hz、A1 12 側 3 Hz)であること及び最大発生応力が短期許容応力以下であることを確認した。発生応力の評価結果を下表に示す。	-トで 計する。また、本改造は既設のセル給気系ダクトの一部を取外し、止水弁(止水弁サポートで 支持)及び給気ダクトを新たに設置するものであり、この範囲を一体としたモデルを用いて有	

## 核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

補正箇所を 又は で示す。

補 正 前 廃止措置計画変更認可申請書(令和5年5月31日付け令05原機(再)011、 令和5年8月8日付け補正令05原機(再)021をもって補正)

補 正 後

補正理由

部屋	部位	材料	応力	最大 発生応力 (MPa)	許容応力 (MPa)
		SS400	一次	5	241
	給気ダクト	SGP	一次	14	143
		SUS304	一次	7	196
A1 11		CTVD 400	圧縮	2	239
AI II	・	STKR400 /SS400	曲げ	3	241
		/ 33400	せん断	1	139
		SS400	引張	10	241
	アンカーボルト	33400	せん断	2	139
		SS400	一次	11	241
	給気ダクト	SGP	一次	16	143
		SUS304	一次	18	196
A1 12		CTVD 400	圧縮	2	240
A1 14	止水弁サポート	STKR400 /SS400	曲げ	4	241
		/ 55400	せん断	1	139
	止水弁サポート用の	SS400	引張	16	241
	アンカーボルト	33400	せん断	3	139

部屋	部位	材料	応力	最大 発生応力 (MPa)	許容応力 (MPa)	
		SS400	一次	5	241	
	給気ダクト	SGP	一次	14	143	
		SUS304	一次	7	196	
A1 11		CTVD 400	圧縮	2	239	
AI II	止水弁サポート用の	STKR400 /SS400	曲げ	3	241	
		/ 55400	せん断	1	139	
		止水弁サポート用の	SS400	引張	10	241
		33400	せん断	2	139	
		SS400	一次	11	241	
	給気ダクト	SGP	一次	16	143	
		SUS304	一次	18	196	
A1 12	10	CTUD 400	圧縮	2	240	
A1 12	止水弁サポート	STKR400 /SS400	曲げ	4	241	
		/ 55100	せん断	1	139	
	止水弁サポート用の	SS400	引張	16	241	
	アンカーボルト	33400	せん断	3	139	

これらのことから、地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれはなく、改造範囲である止水弁を含むセル給気系ダクトの耐震性に問題はない。

これらのことから、地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれはなく、改造範囲である止水弁を含むセル給気系ダクトの耐震性に問題はない。

また、計装用圧縮空気配管(耐震分類 C 類)は、定ピッチスパン法に基づく間隔で支持し、地震 ○計装用圧縮空気配 力に対してその安全性が損なわれるおそれがないように設計する。 管及び現場操作盤の

現場操作盤(耐震分類 C 類)は、廃棄物処理場(AAF)における耐震分類 C 類の設計震度を用いて 支持部に発生する応力が据付ボルトの許容応力を下回るように設計する。

○計装用圧縮空気配 管及び現場操作盤の 基準適合性に係る記 載の追加

又は ( ) で示す。 補正箇所を

補 正 前 補 正 後 廃止措置計画変更認可申請書(令和5年5月31日付け令05原機(再)011、 令和5年8月8日付け補正令05原機(再)021をもって補正)

別紙 - 2

別紙-2

### 第七条 (津波による損傷の防止)

安全機能を有する施設は、基準津波(事業指定基準規則第八条に規定する基準津 波をいう。第三十四条において同じ。) によりその安全性が損なわれるおそれがな いものでなければならない。

1項 本申請は、廃止措置計画(原規規発第2110059号:令和3年10月5日認可)の津波影響評 価の結果を踏まえ、スラッジ貯蔵場(LW)の廃溶媒貯蔵セル(RO 31、RO 32)への海水の流入を防 止するため、セル給気系ダクトの一部を改造し、止水弁を設置するものである。

上記の廃止措置計画では廃止措置計画用設計地震動の地震後に廃止措置計画用設計津波が襲 来することを想定した機器等の健全性評価*1を行い、有意に放射性物質を建家外に流出させな いための対策の検討を行っている。

改造範囲である止水弁を含むセル給気系ダクトは、上記の廃止措置計画と同条件下で廃止措 置計画用設計地震動相当*2の地震力及び地震後に襲来する廃止措置計画用設計津波におけるス ラッジ貯蔵場(LW)の最大浸水深に耐える構造とする。廃止措置計画用設計地震動相当の地震力 及び廃止措置計画用設計津波時の最大浸水深に対して有限要素法により耐震及び耐圧評価を行 った結果、いずれも最大発生応力が短期許容応力*3以下であることを確認した。

発生応力の評価結果を表-1、表-2に示す。

第七条 (津波による損傷の防止)

安全機能を有する施設は、基準津波(事業指定基準規則第八条に規定する基準津 波をいう。第三十四条において同じ。)によりその安全性が損なわれるおそれがな いものでなければならない。

1項 本申請は、廃止措置計画(原規規発第2110059号:令和3年10月5日認可)の津波影響評 価の結果を踏まえ、スラッジ貯蔵場(LW)の廃溶媒貯蔵セル(RO 31、RO 32)への海水の流入を防 止するため、セル給気系ダクトの一部を改造し、止水弁を設置するものである。

上記の廃止措置計画では廃止措置計画用設計地震動の地震後に廃止措置計画用設計津波が襲 来することを想定した機器等の健全性評価*1を行い、有意に放射性物質を建家外に流出させな いための対策の検討を行っている。

改造範囲である止水弁を含むセル給気系ダクトは、上記の廃止措置計画と同条件下で廃止措 置計画用設計地震動相当*2の地震力及び地震後に襲来する廃止措置計画用設計津波におけるス ラッジ貯蔵場(LW)の最大浸水深に耐える構造とする。廃止措置計画用設計地震動相当の地震力 及び廃止措置計画用設計津波時の最大浸水深に対して有限要素法により耐震及び耐圧評価を行 った結果、いずれも最大発生応力が短期許容応力*3以下であることを確認した。

発生応力の評価結果を表-1、表-2に示す。

また、改造するセル給気系ダクトと接続するスクリューダクトについては、セル壁に挿入し│○スクリューダクト たダクトの周囲をコンクリートで固めており、セル壁と一体化した構造となっていることか 及び止水弁の基準適 ら、セル壁が損傷しなければスクリューダクトは損傷しない。

その他の施設(分離精製工場(MP)を除く)の耐震性については、既認可の廃止措置計画(原 規規発第 2110059 号:令和3年10月5日認可)において、保有水平耐力が建築基準法に示さ れる必要保有水平耐力以上であれば大地震時に建物が倒壊する可能性は低く、保守側に1.2倍 以上あれば耐震性を有するものとしている。なお、高放射性廃液貯蔵場(HAW)、 ガラス固化技 術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟、分離精製工場(MP)の1階の廃止措置計画用設計地震 動に対する最大応答せん断力と必要保有水平耐力に係る地震層せん断力の比(最大応答せん断 カ/地震層せん断力)のうち、値の大きい高放射性廃液貯蔵場(HAW)の場合で1.01であること から、これらの建家に対する設計地震動評価と保有水平耐力評価における地震力は概ね同程度 とみなせる。

スラッジ貯蔵場(LW)のセルを含む建家については、既認可の廃止措置計画(原規規発第 2110059 号: 令和3年10月5日認可)において、保有水平耐力比(保有水平耐力/必要保有水

合性に係る記載の追

補正理由

補 正 前 廃止措置計画変更認可申請書(令和 5 年 5 月 31 日付け令 05 原機(再)011、 令和 5 年 8 月 8 日付け補正令 05 原機(再)021 をもって補正)	補正後	補正理由
*1 耐雲性評価の評価基準値には設計引張強さを用いた。 *2 高放射性廃液貯蔵場 (HAW)、ガラス固化技術開発施設 (TVF) ガラス固化技術開発棟及び分離結製工場 (MP) の評価結果を参考に設定した。 *3 地震後に止水弁が閉動作することを考慮し、評価基準値には設計引張強さではなく、短期許容応力を用いた。	平耐力)が2.79倍であり、廃止措置計画用設計地震動相当の地震力に対して耐震性を有することを確認している。 その他の施設(分離精製工場(MP)を除く)の耐津波性については、限認可の廃止措置計画(原規規発第2110059号:令和3年10月5日認可)において、保有水平耐力が廃止措置計画用設計準波による荷重以上あれば耐津波性を有するものとして評価を行っており、スラッツ貯蔵場(LW)のセルを含む建家については、保有水平耐力が廃止措置計画用設計連波による荷重を上回っており、耐津波性を有することを確認している。また、スクリューダクト(肉厚:3mm)の壁から露出した部分については、廃止措置計画用設計連波におけるスラッジ貯蔵場(LE)の最大浸水深(約5.3 m)に対応する必要肉厚(0.5 mm**)を上回っており、耐津波性を有することを確認している。 止水弁については、呼び圧力が10K(1 MPa)で設計されており、入気及び浸水により生じる外圧から貸出した最高使用圧力(0.055 MPa)を十分に上回っていることから、当該止水弁の機能が損なわれるおそれはない。 計装用生総空気重管及び現場操作整はセルへの海水の流入の防止に寄与する設備であるが、地震及び津波による損傷を考慮し、止水弁は圧縮空気または電部が喪失した際に自動的に関となるよう設計することから該当しない。 *1 耐震性評価の評価基準値には設計引張強さを用いた。 *2 高放射性廃液貯蔵場(HAW)、ガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟及び分離精製工場(MP)の評価結果を参考に設定した。 *3 地震後に止水弁が閉動作することを考慮し、評価基準値には設計引張強さではなく、短期許容応力を用いた。 *4 日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格(2012年度板)」PVC-3122日筒形の胴の厚さの規定の計算方法により求めた必要な厚さ。	○スクリューダクトの基準適合性に係る記載の追加

補正理由

## 補 正 前

廃止措置計画変更認可申請書(令和5年5月31日付け令05原機(再)011、 令和5年8月8日付け補正令05原機(再)021をもって補正)

### 表-1 廃止措置計画用設計地震動相当の地震力に対する耐震評価結果

部屋	部位	材料	応力	最大 発生応力 (MPa)	許容応力 (MPa)
		SS400	一次	16	241
	給気ダクト	SGP	一次	44	143
		SUS304	一次	20	196
A1 11		CTUD 400	圧縮	4	239
AI II	上水弁サポート ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	STKR400 /SS400	曲げ	8	241
		/ 33400	せん断	2	139
		SS400	引張	20	241
	アンカーボルト	33400	せん断	3	139
		SS400	一次	34	241
	給気ダクト	SGP	一次	51	143
		SUS304	一次	57	196
A1 12		CTUD 400	圧縮	4	240
A1 12		STKR400 /SS400	曲げ	14	241
		/ 33400	せん断	3	139
	止水弁サポート用の	SS400	引張	40	241
	アンカーボルト	33400	せん断	7	139

## 表-2 廃止措置計画用設計津波時のスラッジ貯蔵場(LW)の最大浸水深に 対する耐圧評価結果

部屋	部位	材料	応力	最大 発生応力 (MPa)	許容応力 (MPa)
		SS400	一次	86	241
	給気ダクト	SGP	一次	39	143
		SUS304	一次	32	196
A 1 1 1		CATALD 400	圧縮	1	239
A1 11	止水弁サポート	STKR400 /SS400	曲げ	2	241 139
		/ 33400	せん断	1	139
	止水弁サポート用の アンカーボルト	SS400	引張	9	241
			せん断	2	139
	給気ダクト	SS400	一次	4	241
		SGP	一次	5	143
		SUS304	一次	3	196
A1 12		CTUD 400	圧縮	2	240
A1 12	止水弁サポート	STKR400 /SS400	曲げ	1	241
		/ 55400	せん断	1	139
	止水弁サポート用の	\$\$400	引張	10	241
	アンカーボルト	SS400	せん断	1	139

### 補 正 後

# 表-1 廃止措置計画用設計地震動相当の地震力に対する耐震評価結果

部屋	部位	材料	応力	最大 発生応力 (MPa)	許容応力 (MPa)
		SS400	一次	16	241
	給気ダクト	SGP	一次	44	143
		SUS304	一次	20	196
A1 11		CTVD 400	圧縮	4	239
AI II	止水弁サポート	STKR400 /SS400	曲げ	8	241
		/ 55400	せん断	2	239
	止水弁サポート用の アンカーボルト	SS400	引張	20	241
			せん断	3	139
		SS400	一次	34	241
	給気ダクト	SGP	一次	51	143
		SUS304	一次	57	196
A1 12		CTUD 400	圧縮	4	240
	止水弁サポート	STKR400 /SS400	曲げ	14	241
		/ 00400	せん断	3	139
	止水弁サポート用の	SS400	引張	40	241
	アンカーボルト		せん断	7	139

## 表-2 廃止措置計画用設計津波時のスラッジ貯蔵場(LW)の最大浸水深に 対する耐圧評価結果

部屋	部位	材料	応力	最大 発生応力 (MPa)	許容応力 (MPa)			
		SS400	一次	86	241			
	給気ダクト	SGP	一次	39	143			
		SUS304	一次	32	196			
A1 11		CTVD 400	圧縮	1	239			
Λ1 11	止水弁サポート	STKR400 /SS400	曲げ	2	241			
		7 55100	せん断	1	(MPa)  241  143  196  239  241  139  241  139  241  143  196  240  241  139			
	止水弁サポート用の アンカーボルト	SS400	引張	9	241			
			せん断	2	139			
		SS400	一次	4	241			
	給気ダクト	SGP	一次	5	143			
		SUS304	一次	3	196			
A1 12		CTVD400	圧縮	2	240			
A1 12	止水弁サポート	STKR400 /SS400	曲げ	1	241			
		7 55100	せん断	1	139			
	止水弁サポート用の アンカーボルト SS400	\$\$400	引張	10	241			
		せん断	1	139				

	A   A   A   A   A   A   A   A   A   A	<b>}</b> で示す。
補 正 前 廃止措置計画変更認可申請書(令和 5 年 5 月 31 日付け令 05 原機(再)011、 令和 5 年 8 月 8 日付け補正令 05 原機(再)021 をもって補正)	補 正 後	補正理由
別紙— 3	別紙-3	
第十六条(安全機能を有する施設)	第十六条 (安全機能を有する施設)	
安全機能を有する施設は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に	安全機能を有する施設は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に	
想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう	想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう	
に設置されたものでなければならない。	に設置されたものでなければならない。	
2 安全機能を有する施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能	2 安全機能を有する施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能	
の重要度に応じ、再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができるように	の重要度に応じ、再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができるように	
設置されたものでなければならない。	設置されたものでなければならない。	
3 安全機能を有する施設は、その安全機能を維持するため、適切な保守及び修理	3 安全機能を有する施設は、その安全機能を維持するため、適切な保守及び修理	
ができるように設置されたものでなければならない。	ができるように設置されたものでなければならない。	
4 安全機能を有する施設に属する設備であって、ポンプその他の機器又は配管の	4 安全機能を有する施設に属する設備であって、ポンプその他の機器又は配管の	
損壊に伴う飛散物により損傷を受け、再処理施設の安全性を損なうことが想定さ	損壊に伴う飛散物により損傷を受け、再処理施設の安全性を損なうことが想定さ	
れるものは、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	れるものは、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	
5 安全機能を有する施設は、二以上の原子力施設と共用する場合には、再処理施	5 安全機能を有する施設は、二以上の原子力施設と共用する場合には、再処理施	
設の安全性が損なわれないように設置されたものでなければならない。	設の安全性が損なわれないように設置されたものでなければならない。	
2項 改造範囲である止水弁を含むセル給気系ダクトは、健全性及び能力を確認するため、再処理 施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができるように設置する。	2項 改造範囲である止水弁を含むセル給気系ダクト <u>及び付帯設備である計装用圧縮空気配管並びに現場操作盤</u> は、健全性及び能力を確認するため、再処理施設の運転中又は停止中に検査又は 試験ができるように設置する。	管及び現場操作盤の 基準適合性に係る記
3項 改造範囲である止水弁を含むセル給気系ダクトは、既設設備との取り合いをフランジ接続とすることにより、フランジを取外して止水弁を含むセル給気系ダクトの機能を維持するために行う保守及び修理ができるように設置する。		

# 核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

補正箇所を_____又は����で示す。

補 正 前 廃止措置計画変更認可申請書(令和 5 年 5 月 31 日付け令 05 原機(再)011、 令和 5 年 8 月 8 日付け補正令 05 原機(再)021 をもって補正)	補正後	補正理由	
2. 申請に係る「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第44条第1項の指定若しくは同法第44条の4第1項の許可を受けたところ又は同条第2項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類(省略)	2. 申請に係る「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第44条第1項 の指定若しくは同法第44条の4第1項の許可を受けたところ又は同条第2項の規定に より届け出たところによるものであることを説明した書類 (補正なし)		

	$\sim$
補正箇所を	又は、いいで示す。

		-
補 正 前 廃止措置計画変更認可申請書(令和 5 年 5 月 31 日付け令 05 原機(再)011、 令和 5 年 8 月 8 日付け補正令 05 原機(再)021 をもって補正)	補 正 後	補正理由
(別冊 2-46)	(別冊 2-46)	
再処理施設に関する設計及び工事の計画	再処理施設に関する設計及び工事の計画	
(焼却施設 空気圧縮機の更新)	(焼却施設 空気圧縮機の更新)	
目 次	目次	
真	真	
1. 変更の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	1. 変更の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	
2. 準拠すべき法令、基準及び規格 ・・・・・・・・・・・ <u>2</u>	2. 準拠すべき法令、基準及び規格 ・・・・・・・・・・・・・3	○頁番号の見直し
3. 設計の基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・3	3. 設計の基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>4</u>	
4. 設計条件及び仕様 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4	4. 設計条件及び仕様 ・・・・・・・・・・・・・・・ <u>5</u>	
5. 工事の方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>7</u>	5. 工事の方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>8</u>	
6. 工事の工程 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	6. 工事の工程 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>11</u>	
り		
(省略)	(補正なし)	
表一覧	表 一 覧	
(省略)	(補正なし)	
1.変更の概要	1.変更の概要	
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法(平成 16 年法律第 155 号)附則第 18 条	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法(平成 16 年法律第 155 号)附則第 18 条第	
第1項に基づき、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法	1 項に基づき、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和 32 年法律	
律第 166 号)第 44 条第 1 項の指定があったものとみなされた再処理施設について、平	第 166 号)第 44 条第 1 項の指定があったものとみなされた再処理施設について、平成	
成 30 年 6 月 13 日付け原規規発第 1806132 号をもって認可を受け、令和 4 年 12 月 22 日	30年6月13日付け原規規発第1806132号をもって認可を受け、令和4年12月22日付	
付け原規規発第 2212222 号をもって変更の認可を受けた核燃料サイクル工学研究所の再	け原規規発第 2212222 号をもって変更の認可を受けた核燃料サイクル工学研究所の再処	
処理施設の廃止措置計画(以下「廃止措置計画」という。)について、変更認可の申請を	理施設の廃止措置計画(以下「廃止措置計画」という。)について、変更認可の申請を行	
行う。	う。	
今回、工事を行う焼却施設の空気圧縮機の更新に係る廃止措置計画変更認可の申請は、	- 今回、工事を行う焼却施設の空気圧縮機の更新に係る廃止措置計画変更認可の申請は、	
平成元年3月22日に認可(元安(核規)第95号)を受けた「放射性廃棄物の廃棄施設	平成元年3月22日に認可(元安(核規)第95号)を受けた「放射性廃棄物の廃棄施設	
(その 5) 焼却施設」のうち、焼却施設内の焼却炉に設置する機器のパージ用、バグフ	(その 5)焼却施設」のうち、焼却施設内の焼却炉に設置する機器のパージ用、バグフ	
ィルタの逆洗用、エアシリンダの駆動用、計装設備用等に使用する圧縮空気を製造する	ィルタの逆洗用、エアシリンダの駆動用、計装設備用等に使用する圧縮空気を製造する	
ための空気圧縮機 (342K811 及び 342K812) を更新するものである。	ための空気圧縮機 (342K811 及び 342K812) 並びに空気圧縮機と取り合う圧縮空気供給系	  ○圧縮空気配管及び
		冷水配管について、
	気の供給用、冷水供給系統は圧縮空気等の冷却用として使用しており、空気圧縮機の機	安全を確保する上で
	能の確保に必要であるとともに、圧縮空気の供給先である換気系統、焼却炉等の設備の	重要であることを明
	機能を確保するために必要であることから 安全性を確保するために重要である	雄化

#### 又は{....}で示す。 補正箇所を 補 正 前 補 正 後 廃止措置計画変更認可申請書(令和5年5月31日付け令05原機(再)011、 補正理由 令和5年8月8日付け補正令05原機(再)021をもって補正) 更新する空気圧縮機は、設置後30年以上が経過し製造メーカでの部品製造が中止され、 更新する空気圧縮機は、設置後30年以上が経過し製造メーカでの部品製造が中止さ 定期的な部品交換や故障時の補修が困難となったことから、既設と同等以上の性能(発 れ、定期的な部品交換や故障時の補修が困難となったことから、既設と同等以上の性能 生流量及び圧力)を有する同形式の空気圧縮機に更新する。 (発生流量及び圧力)を有する同形式の空気圧縮機に更新する。 更新に当たっては、2 台ある空気圧縮機のうち、停止中の予備機の空気圧縮機から更新 更新に当たっては、2 台ある空気圧縮機のうち、停止中の予備機の空気圧縮機から更新 を実施し、更新前に電源の遮断、圧縮空気系統及び冷水系統の既設弁を「閉」として更 を実施し、更新前に電源の遮断、圧縮空気系統及び冷水系統の既設弁を「閉」として更 新する。 新する。 また、焼却施設の空気圧縮機について、今後、同様に部品の調達が困難になった場合又 また、焼却施設の空気圧縮機について、今後、同様に部品の調達が困難になった場合又 は故障等により空気圧縮機の機能維持が困難になった場合には、速やかにその機能を復 は故障等により空気圧縮機の機能維持が困難になった場合には、速やかにその機能を復 旧できるよう既設と同等の性能(発生流量及び圧力)を有する空気圧縮機に更新する。空 旧できるよう既設と同等の性能(発生流量及び圧力)を有する空気圧縮機に更新する。空 気圧縮機を更新する場合は、その都度、使用前自主検査を実施する。 気圧縮機を更新する場合は、その都度、使用前自主検査を実施する。 なお、焼却施設の空気圧縮機に関する設計及び工事の計画に係る廃止措置計画変更認 なお、焼却施設の空気圧縮機に関する設計及び工事の計画に係る廃止措置計画変更認可 可の申請は、平成4年4月17日の使用前検査合格証(4安(核規)第115号)の取得 の申請は、平成4年4月17日の使用前検査合格証(4安(核規)第115号)の取得後、 後、最初のものである。 最初のものである。 2. 準拠すべき法令、基準及び規格 2. 準拠すべき法令、基準及び規格 (省略) (補正なし) 3. 設計の基本方針 3. 設計の基本方針 (補正なし) (省略) 4. 設計条件及び仕様 4. 設計条件及び仕様 (1) 設計条件 (1) 設計条件 (補正なし) (省略) 表-1 表-1 (省略) (補正なし) (2) 仕様 (2) 仕様 (省略) (補正なし) 表-2~表-4 表-2~表-4 (省略) (補正なし) (3) 保守 (3) 保守 (省略) (補正なし)

# 核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

補正箇所を_____又は で示す。

補 止 前 廃止措置計画変更認可申請書(令和 5 年 5 月 31 日付け令 05 原機(再)011、 令和 5 年 8 月 8 日付け補正令 05 原機(再)021 をもって補正)	補 正 後	補正理由
5. 工事の方法	5. 工事の方法	
(省略)	(補正なし)	
(1)工事の手順	(1)工事の手順	
(省略)	(補正なし)	
(2) 工事上の安全対策	(2) 工事上の安全対策	
(省略)	(補正なし)	
6. 工事の工程	6. 工事の工程	
(省略)	(補正なし)	
表-5	表-5	
(省略)	(補正なし)	
別図-1~別図-4	別図-1~別図-4	
(省略)	(補正なし)	
添付書類	添付書類	
1. 申請に係る「再処理施設の技術基準に関する規則」との適合性	1. 申請に係る「再処理施設の技術基準に関する規則」との適合性	

	$\sim$	
補正箇所を	又はしいがっ	で示す。

## 補 正 前

廃止措置計画変更認可申請書(令和5年5月31日付け令05原機(再)011、 令和5年8月8日付け補正令05原機(再)021をもって補正)

本申請に係る「再処理施設に関する設計及び工事の計画」は以下に示すとおり「再処理施設の技術基準に関する規則」に掲げる技術上の基準に適合している。

技術基準の条項		評価の必要性の有無		適合性	
		有・無	項・号	. 10 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14	
第一条	定義	_	_	_	
第二条	特殊な設計による再処理施設	無	_	_	
第三条	廃止措置中の再処理施設の維 持	無	_	_	
第四条	核燃料物質の臨界防止	無	_	_	
第五条	安全機能を有する施設の地盤	無	_	_	
第六条	地震による損傷の防止	有	第1項	別紙-1 に示すとおり	
第七条	津波による損傷の防止	無	_	_	
第八条	外部からの衝撃による損傷の 防止	無	_	_	
第九条	再処理施設への人の不法な侵 入等の防止	無	_	_	
第十条	閉じ込めの機能	無	_	_	
第十一条	火災等による損傷の防止	無	_	_	
第十二条	再処理施設内における溢水に よる損傷の防止	無	_	_	
第十三条	再処理施設内における化学薬 品の漏えいによる損傷の防止	無	_	_	
第十四条	安全避難通路等	無	_	_	
第十五条	安全上重要な施設	無	_	_	
第十六条	安全機能を有する施設	有	第2,3項	別紙-2に示すとおり	
第十七条	材料及び構造	有	第1,2項	別紙-3に示すとおり	
第十八条	搬送設備	無	_	_	
第十九条	使用済燃料の貯蔵施設等	無	_	_	

### 補 正 後

補正理由

本申請に係る「再処理施設に関する設計及び工事の計画」は以下に示すとおり「再処理施設の技術基準に関する規則」に掲げる技術上の基準に適合している。

技術基準の条項		評価の娘	平価の必要性の有無 適 合 性	
1Χ γ	N 苯 毕 07 未 填	有・無	項・号	旭 日 1生
第一条	定義	_	_	_
第二条	特殊な設計による再処理施設	無	_	_
第三条	廃止措置中の再処理施設の維 持	無	_	_
第四条	核燃料物質の臨界防止	無	_	_
第五条	安全機能を有する施設の地盤	無	_	_
第六条	地震による損傷の防止	有	第1項	別紙-1に示すとおり
第七条	津波による損傷の防止	無	_	_
第八条	外部からの衝撃による損傷の 防止	無	_	_
第九条	再処理施設への人の不法な侵 入等の防止	無	_	_
第十条	閉じ込めの機能	無	_	_
第十一条	火災等による損傷の防止	無	_	_
第十二条	再処理施設内における溢水に よる損傷の防止	無	_	_
第十三条	再処理施設内における化学薬 品の漏えいによる損傷の防止	無	_	_
第十四条	安全避難通路等	無	_	_
第十五条	安全上重要な施設	無	_	_
第十六条	安全機能を有する施設	有	第2,3項	別紙-2に示すとおり
第十七条	材料及び構造	有	第1,2項	別紙-3に示すとおり
第十八条	搬送設備	無	_	_
第十九条	使用済燃料の貯蔵施設等	無	_	_

	~~~	`
補正箇所を	又は{	}で示す。

補正理由

補 正 前 廃止措置計画変更認可申請書(令和5年5月31日付け令05原機(再)011、 令和5年8月8日付け補正令05原機(再)021をもって補正)

		評価の必要性の有無		- A Lil
技術	基準の条項	有・無	項・号	適合性
第二十条	計測制御系統施設	無	_	_
第二十一条	放射線管理施設	無	_	_
第二十二条	安全保護回路	無	_	_
第二十三条	制御室等	無	_	-
第二十四条	廃棄施設	無	_	_
第二十五条	保管廃棄施設	無	_	_
第二十六条	使用済燃料等による汚染の 防止	無	_	_
第二十七条	遮蔽	無	_	_
第二十八条	換気設備	無		-
第二十九条	保安電源設備	無	_	_
第三十条	緊急時対策所	無	_	_
第三十一条	通信連絡設備	無	_	_
第三十二条	重大事故等対処施設の地盤	無	_	_
第三十三条	地震による損傷の防止	無	_	_
第三十四条	津波による損傷の防止	無	_	_
第三十五条	火災等による損傷の防止	無	_	_
第三十六条	重大事故等対処設備	無	_	_
第三十七条	材料及び構造	無	_	_
第三十八条	臨界事故の拡大を防止するた めの設備	無	_	_
第三十九条	冷却機能の喪失による蒸発乾 固に対処するための設備	無	_	_
第四十条	放射線分解により発生する水 素による爆発に対処するため の設備	無	_	_
第四十一条	有機溶媒等による火災又は爆 発に対処するための設備	無		
第四十二条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等の ための設備	無	_	_

技術基準の条項 -		評価の必要性の有無		適合性
		有・無	項・号	適合性
第二十条	計測制御系統施設	無	_	_
第二十一条	放射線管理施設	無	_	_
第二十二条	安全保護回路	無	_	_
第二十三条	制御室等	無	_	_
第二十四条	廃棄施設	無	_	_
第二十五条	保管廃棄施設	無	_	_
第二十六条	使用済燃料等による汚染の 防止	無	_	_
第二十七条	遮蔽	無	_	_
第二十八条	換気設備	無	_	_
第二十九条	保安電源設備	無	_	_
第三十条	緊急時対策所	無	_	_
第三十一条	通信連絡設備	無	_	_
第三十二条	重大事故等対処施設の地盤	無	_	_
第三十三条	地震による損傷の防止	無	_	_
第三十四条	津波による損傷の防止	無	_	_
第三十五条	火災等による損傷の防止	無	_	_
第三十六条	重大事故等対処設備	無	_	_
第三十七条	材料及び構造	無	_	_
第三十八条	臨界事故の拡大を防止するた めの設備	無	_	_
第三十九条	冷却機能の喪失による蒸発乾 固に対処するための設備	無	_	_
第四十条	放射線分解により発生する水 素による爆発に対処するため の設備	無	_	_
第四十一条	有機溶媒等による火災又は爆 発に対処するための設備	無	_	_
第四十二条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等の ための設備	無	_	_

	\sim			
補正箇所を	又は{	}で示す。		

補 正 前 廃止措置計画変更認可申請書(令和5年5月31日付け令05原機(再)011、 令和5年8月8日付け補正令05原機(再)021をもって補正)

補 正 後

補正理由

技術基準の条項		評価の必要性の有無		\ \
		有・無	項・号	適合性
第四十三条	放射性物質の漏えいに対処す るための設備	無	_	_
第四十四条	工場等外への放射性物質等の 放出を抑制するための設備	無	_	_
第四十五条	重大事故等への対処に必要と なる水の供給設備	無	_	
第四十六条	電源設備	無	_	_
第四十七条	計装設備	無	_	-
第四十八条	制御室	無	_	-
第四十九条	監視測定設備	無	_	-
第五十条	緊急時対策所	無	_	_
第五十一条	通信連絡を行うために必要な 設備	無	_	-
第五十二条	電磁的記録媒体による手続	無	_	_

技術基準の条項		評価の必要性の有無		·호 〈 \#
		有・無	項・号	適合性
第四十三条	放射性物質の漏えいに対処す るための設備	無	_	_
第四十四条	工場等外への放射性物質等の 放出を抑制するための設備	無	_	_
第四十五条	重大事故等への対処に必要と なる水の供給設備	無		_
第四十六条	電源設備	無	_	_
第四十七条	計装設備	無		_
第四十八条	制御室	無	1	_
第四十九条	監視測定設備	無	_	_
第五十条	緊急時対策所	無	_	_
第五十一条	通信連絡を行うために必要な 設備	無	_	_
第五十二条	電磁的記録媒体による手続	無	_	_

	\sim	
補正箇所を	又はしいができ	示す。

別紙一1

補 正 前

廃止措置計画変更認可申請書(令和5年5月31日付け令05原機(再)011、 令和5年8月8日付け補正令05原機(再)021をもって補正)

補 正 後

補正理由

別紙一1

第六条(地震による損傷の防止)

安全機能を有する施設は、これに作用する地震力(事業指定基準規則第七条第 二項の規定により算定する地震力をいう。) による損壊により公衆に放射線障害 を及ぼすことがないものでなければならない。

- 2 耐震重要施設(事業指定基準規則第六条第一項に規定する耐震重要施設をい う。以下同じ。) は、基準地震動による地震力(事業指定基準規則第七条第三 項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。)に対してその安全 性が損なわれるおそれがないものでなければならない。
- 3 耐震重要施設は、事業指定基準規則第七条第三項の地震により生ずる斜面の 崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。
- 1項 本申請に係る空気圧縮機について、固有値を算出した結果、71 Hz となり、20 Hz 以上の剛構造であることから、設置位置における静的解析を行い、据付ボルト に発生する応力が据付ボルトの許容値以下であることを確認した。

本申請に係る焼却施設の空気圧縮機は、M12の据付ボルト本数4本により焼却施 設の4階床(水平震度:0.41)の基礎面に固定することから、据付ボルトに生じる 応力について、据付ボルトの間隔を施工寸法に対して寸法公差等を考慮し短辺 610 mm、長辺 730 mmとして算出した結果、据付ボルトの発生応力は、据付ボルト の許容応力(引張:241 MPa、せん断:139 MPa)に比べて十分小さい。これによ り空気圧縮機は、地震力に対してその安全性が損なわれるおそれはない。

また、本申請に係る圧縮空気配管の更新は、空気圧縮機から第一サポートまでの 間の空気圧縮機との取り合い部の一部の配管を既設と同等以上の強度及び肉厚を 有する配管に更新するものであり、配管位置やサポート位置等の変更はなく、定 ピッチスパン法に基づき更新することから、地震力に対してその安全機能が損な われるおそれはない。

第六条(地震による損傷の防止)

安全機能を有する施設は、これに作用する地震力(事業指定基準規則第七条第 二項の規定により算定する地震力をいう。)による損壊により公衆に放射線障害 を及ぼすことがないものでなければならない。

- 2 耐震重要施設(事業指定基準規則第六条第一項に規定する耐震重要施設をい う。以下同じ。) は、基準地震動による地震力(事業指定基準規則第七条第三 項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。)に対してその安全 性が損なわれるおそれがないものでなければならない。
- 3 耐震重要施設は、事業指定基準規則第七条第三項の地震により生ずる斜面の 崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。
- 1項 本申請に係る空気圧縮機(耐震分類B類)について、固有値を算出した結果、71 Hz となり、20 Hz 以上の剛構造であることから、設置位置における静的解析を行 い、据付ボルトに発生する応力が据付ボルトの許容値以下であることを確認した。 本申請に係る焼却施設の空気圧縮機は、M12の据付ボルト4本/基により焼却施 設の4階床(水平震度:0.41)の基礎面に据付ボルト間隔を短辺方向約630 mm、長 │○空気圧縮機の据付 辺方向約 750 mm で固定する。据付ボルトの評価にあたっては、安全側の評価とな るように転倒モーメントが生じ易い短辺方向の据付ボルト間隔から寸法公差を含し む約20 mm を減じた据付ボルト間隔610 mm として据付ボルトに生じる応力を算 出した結果、引張応力:11 MPa/本、せん断応力:8 MPa/本となり、据付ボルトの 許容引張応力: 241 MPa、許容せん断応力: 139 MPa に比べて十分小さい。これに より空気圧縮機は、地震力に対してその安全性が損なわれるおそれはない。

また、本申請に係る本空気圧縮機と取り合う圧縮空気配管及び冷水配管につい│○当該基準適合性に ては、既設と同等以上の強度及び肉厚を有する配管に更新し、定ピッチスパン法 おける、冷水配管に に基づく間隔で支持することから、地震力に対してその安全機能が損なわれるおしついて明確化 それはない。

○空気圧縮機の耐震 分類について明確化

○記載の適正化

ボルトに発生する応 力値について、記載 を明確化

	\sim
補正箇所を	又は{ で示す。

別紙-2

補 正 前

廃止措置計画変更認可申請書(令和5年5月31日付け令05原機(再)011、 令和5年8月8日付け補正令05原機(再)021をもって補正) 補 正 後

補正理由

別紙-2

第十六条 (安全機能を有する施設)

安全機能を有する施設は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるように設置されたものでなければならない。

- 2 安全機能を有する施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができるように設置されたものでなければならない。
- 3 安全機能を有する施設は、その安全機能を維持するため、適切な保守及び修 理ができるように設置されたものでなければならない。
- 4 安全機能を有する施設に属する設備であって、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により損傷を受け、再処理施設の安全性を損なうことが想定されるものは、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。
- 5 安全機能を有する施設は、二以上の原子力施設と共用する場合には、再処理 施設の安全性が損なわれないように設置されたものでなければならない。
- 2項 本申請に係る焼却施設の空気圧縮機は、再処理施設の運転中又は停止中に運転 機及び予備機を切換えることで検査又は試験が可能である。
- 3項 本申請に係る焼却施設の空気圧縮機は、弁操作で系統を隔離することにより適切な保守及び修理が可能である。

第十六条 (安全機能を有する施設)

安全機能を有する施設は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるように設置されたものでなければならない。

- 2 安全機能を有する施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができるように設置されたものでなければならない。
- 3 安全機能を有する施設は、その安全機能を維持するため、適切な保守及び修 理ができるように設置されたものでなければならない。
- 4 安全機能を有する施設に属する設備であって、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により損傷を受け、再処理施設の安全性を損なうことが想定されるものは、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。
- 5 安全機能を有する施設は、二以上の原子力施設と共用する場合には、再処理 施設の安全性が損なわれないように設置されたものでなければならない。
- 2項 本申請に係る焼却施設の空気圧縮機<u>並びにそれと取り合う圧縮空気配管及び冷水配管</u>は、再処理施設の運転中又は停止中に運転機及び予備機を切換えることで検査又は試験が可能である。
- 3項 本申請に係る焼却施設の空気圧縮機<u>並びにそれと取り合う圧縮空気配管及び冷水配管</u>は、弁操作で系統を隔離することにより適切な保守及び修理が可能である。

○当該基準適合性に おける、圧縮空気配 管及び冷水配管につ いて明確化

別紙一3

補 正 前

廃止措置計画変更認可申請書(令和5年5月31日付け令05原機(再)011、 令和5年8月8日付け補正令05原機(再)021をもって補正) 補 正 後

補正理由

別紙一3

第十七条(材料及び構造)

安全機能を有する施設に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、再処理施設の安全性を確保する上で重要なもの(以下この項において「容器等」という。)の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならない。この場合において、第一号及び第三号の規定については、法第四十六条第二項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。

- 一 容器等に使用する材料は、その使用される圧力、温度、荷重その他の 使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。
- 二 容器等の構造及び強度は、次に掲げるところによるものであること。 イ 設計上定める条件において、全体的な変形を弾性域に抑えること。
 - ロ 容器等に属する伸縮継手にあっては、設計上定める条件で応力が繰り返し加わる場合において、疲労破壊が生じないこと。
 - ハ 設計上定める条件において、座屈が生じないこと。
- 三 容器等の主要な溶接部(溶接金属部及び熱影響部をいう。以下同じ。) は、次に掲げるところによるものであること。
- イ 不連続で特異な形状でないものであること。
- ロ 溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保 に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認 したものであること。
- ハ 適切な強度を有するものであること。
- 二 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したものにより溶接したものであること。
- 2 安全機能を有する施設に属する容器及び管のうち、再処理施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように設置されたものでなければならない。

第十七条(材料及び構造)

安全機能を有する施設に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、再処理施設の安全性を確保する上で重要なもの(以下この項において「容器等」という。)の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならない。この場合において、第一号及び第三号の規定については、法第四十六条第二項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。

- 一 容器等に使用する材料は、その使用される圧力、温度、荷重その他の 使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。
- 二 容器等の構造及び強度は、次に掲げるところによるものであること。
 - イ 設計上定める条件において、全体的な変形を弾性域に抑えること。
 - ロ 容器等に属する伸縮継手にあっては、設計上定める条件で応力が繰り返し加わる場合において、疲労破壊が生じないこと。
 - ハ 設計上定める条件において、座屈が生じないこと。
- 三 容器等の主要な溶接部(溶接金属部及び熱影響部をいう。以下同じ。) は、次に掲げるところによるものであること。
- イ 不連続で特異な形状でないものであること。
- ロ 溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保 に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認 したものであること。
- ハ 適切な強度を有するものであること。
- 二 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並 びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したもの により溶接したものであること。
- 2 安全機能を有する施設に属する容器及び管のうち、再処理施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように設置されたものでなければならない。

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

補正箇所を_____又は で示す。

補 正 前 廃止措置計画変更認可申請書(令和5年5月31日付け令05原機(再)011、 令和5年8月8日付け補正令05原機(再)021をもって補正)	補正後	補正理由
1項 本申請に係る焼却施設の空気圧縮機の更新において、一部更新を行う圧縮空気配管 及び冷水配管は、既設配管と同等の強度及び肉厚を有した配管を用いることから、材料 及び構造上の問題はない。 なお、本条項に準じて、材料確認検査を行い、適切な機械的強度及び化学的成分であ ることを確認する。	1項 本申請に係る焼却施設の空気圧縮機の更新において、一部更新を行う圧縮空気配管 及び冷水配管は、既設配管と同等の強度及び肉厚を有した配管を用いることから、材料 及び構造上の問題はない。 なお、本条項に準じて、材料確認検査を行い、適切な機械的強度及び化学的成分であ ることを確認する。	
2項 本申請に係る圧縮空気配管及び冷水配管の更新部については、耐圧・漏えい検査(浸透探傷試験)及び作動検査を行い、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないことを確認する。	2項 本申請に係る圧縮空気配管及び冷水配管の更新部については、耐圧・漏えい検査(浸透探傷試験)及び空気圧縮機を作動させた運転時の圧力による作動検査を行い、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないことを確認する。	○当該基準適合性に おける、空気圧縮機 について明確化
2. 申請に係る「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第44条第1項 の指定若しくは同法第44条の4第1項の許可を受けたところ又は同条第2項の規定に より届け出たところによるものであることを説明した書類 (省略)	2. 申請に係る「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第44条第1項 の指定若しくは同法第44条の4第1項の許可を受けたところ又は同条第2項の規定に より届け出たところによるものであることを説明した書類 (補正なし)	
以上	以上	

マはく、、、、、で示す。 補正箇所を

(別冊 2-47)

補 正 前

廃止措置計画変更認可申請書(令和5年5月31日付け令05原機(再)011、 令和5年8月8日付け補正令05原機(再)021をもって補正)

補正理由

○自動切換え機能は

利便性向上を目的と

して付加するもので あり、申請対象外と

するため記載を変更

(別冊 2-47)

再処理施設に関する設計及び工事の計画 (クリプトン回収技術開発施設 空気圧縮機の制御系の改造)

> 目 次 (省略)

別図一覧

別図-1 空気圧縮機の制御系の改造 概要図

別図-2 計装系統図(圧縮空気設備)

別図-3 自動切換え制御盤の概要図

別図-4 自動切換え制御盤の配置図 (Kr 施設 3 階)

別図-5 Kr 施設 空気圧縮機の制御系の改造に係る工事フロー

表一覧

(省略)

別表 一 覧

(省略)

1. 変更の概要

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法(平成16年法律第155号)附則第18条第1 項に基づき、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166 号) 第44条第1項の指定があったものとみなされた再処理施設について、平成30年6月 13日付け原規規発第1806132号をもって認可を受け、令和4年12月22日付け原規規発第 置計画(以下「廃止措置計画」という。)について、変更認可の申請を行う。

今回、工事を行うクリプトン回収技術開発施設(以下「Kr施設」という。)の空気圧縮機 の制御系の改造に係る廃止措置計画変更認可の申請は、昭和55年5月29日に認可(55安 (核規) 第 243 号) を受けた「その他の再処理施設(その 9) *1 のうち、Kr 施設の圧縮空 気設備の空気圧縮機(K86-K77)及び昭和59年6月27日に認可(59安(核規)第305号) を受けた「その他再処理設備の付属施設(その11)」のうち、Kr 施設の空気圧縮機設備の空 気圧縮機(K86-K99)について、制御系の改造を行うものである。

今回、Kr 施設の空気圧縮機(K86-K77 及び K86-K99) について、故障したとしても予備機 へ速やかに切換え可能とするため、制御系の改造を行う。

本工事に当たっては、圧縮空気の代替として Kr 施設の液体窒素供給設備から Kr 施設内

再処理施設に関する設計及び工事の計画 (クリプトン回収技術開発施設 空気圧縮機の制御系の改造)

補 正 後

目 次 (補正なし)

別図一覧

別図-1 空気圧縮機の制御系の改造 概要図

別図-2 計装系統図(圧縮空気設備)

別図-3 現場制御盤の概要図

別図-4 現場制御盤の配置図 (Kr 施設 3 階)

別図-5 Kr 施設 空気圧縮機の制御系の改造に係る工事フロー

表一覧 (補正なし)

別表 一 覧 (補正なし)

1. 変更の概要

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法(平成16年法律第155号)附則第18条第1 項に基づき、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166 号) 第44条第1項の指定があったものとみなされた再処理施設について、平成30年6月 13日付け原規規発第1806132号をもって認可を受け、令和4年12月22日付け原規規発第 2212222 号をもって変更の認可を受けた核燃料サイクル工学研究所の再処理施設の廃止措 2212222 号をもって変更の認可を受けた核燃料サイクル工学研究所の再処理施設の廃止措 置計画(以下「廃止措置計画」という。)について、変更認可の申請を行う。

> 今回、工事を行うクリプトン回収技術開発施設(以下「Kr施設」という。)の空気圧縮機 の制御系の改造に係る廃止措置計画変更認可の申請は、昭和55年5月29日に認可(55安 (核規) 第 243 号) を受けた「その他の再処理施設(その 9) *1 のうち、Kr 施設の圧縮空 気設備の空気圧縮機(K86-K77)及び昭和59年6月27日に認可(59安(核規)第305号) を受けた「その他再処理設備の付属施設(その11)」のうち、Kr 施設の空気圧縮機設備の空 気圧縮機(K86-K99)について、制御系の改造を行うものである。

> 今回、Kr 施設の空気圧縮機(K86-K77 及び K86-K99) について、新たに設置する現場制御 盤を操作することで、空気圧縮機の起動停止及び弁の開閉を行い予備機への切換えを可能 とするため、制御系の改造を行う。

本工事に当たっては、圧縮空気の代替として Kr 施設の液体窒素供給設備から Kr 施設内

○自動切換え機能は 利便性向上を目的と して付加するもので

補 正 前

廃止措置計画変更認可申請書(令和5年5月31日付け令05原機(再)011、 令和5年8月8日付け補正令05原機(再)021をもって補正)

へ窒素ガスを供給可能であることから、窒素ガスの供給を開始した後、Kr 施設の空気圧縮 機の停止並びに圧縮空気及び冷却水系統の既設弁等による隔離措置を施し工事を実施する。 *1:昭和57年9月30日の設計及び工事の方法の認可(57安(核規)第584号)において 「その他再処理設備の附属施設(その11)クリプトン回収技術開発施設」に変更

2. 準拠すべき法令、基準及び規格 (省略)

3. 設計の基本方針

本申請は、Kr 施設の2台の空気圧縮機(K86-K77及びK86-K99)について、故障したとし ても予備機へ速やかに切換え可能とするため、制御系の改造を行うものである。

空気圧縮機の制御系を改造するに当たっては、自動切換え制御盤及び信号線の設置、手動 弁から自動弁への交換並びに配管類の更新を既設設備に影響がないように行う。空気圧縮「自動弁への交換並びに配管類の更新を既設設備に影響がないように行う。空気圧縮機の制「するため記載を変更 機の制御系の改造概要図を別図-1、計装系統図(圧縮空気設備)を別図-2に示す。

本申請は、「再処理施設の技術基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第9号)」 の第6条(地震による損傷の防止)の第1項、第16条(安全機能を有する施設)の第2項 の第6条(地震による損傷の防止)の第1項、第16条(安全機能を有する施設)の第2項 及び第3項の技術上の基準を満足するように行う。

4. 設計条件及び仕様

(1) 設計条件

本申請では、自動切換え制御盤を設置し、空気圧縮機から圧縮空気を供給する配管類及び 空気圧縮機へ冷却水を供給する配管類を更新し、手動弁を自動弁に変更する。

更新に用いる配管は、既設と同等以上の強度及び肉厚を有した配管により漏れ難い構造 する。

なお、配管及び弁類の外表面は、耐食性を考慮して塗装を行う。

Kr 施設の圧縮空気設備の設計条件を表-1に示す。

表一1 (省略)

(2) 仕様

(省略)

補 正 後

へ窒素ガスを供給可能であることから、窒素ガスの供給を開始した後、Kr 施設の空気圧縮 機の停止並びに圧縮空気及び冷却水系統の既設弁等による隔離措置を施し工事を実施する。

*1:昭和57年9月30日の設計及び工事の方法の認可(57安(核規)第584号)において 「その他再処理設備の附属施設(その11)クリプトン回収技術開発施設」に変更

2. 準拠すべき法令、基準及び規格

3. 設計の基本方針

(補正なし)

本申請は、Kr 施設の2台の空気圧縮機 (K86-K77及び K86-K99) について、新たに設置す |○自動切換え機能は る現場制御盤を操作することで、空気圧縮機の起動停止及び弁の開閉を行い予備機への切│利便性向上を目的と 換えを可能とするため、制御系の改造を行うものである。

空気圧縮機の制御系を改造するに当たっては、現場制御盤及び信号線の設置、手動弁からしあり、申請対象外と 御系の改造概要図を別図-1、計装系統図(圧縮空気設備)を別図-2に示す。

本申請は、「再処理施設の技術基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第9号)」 及び第3項の技術上の基準を満足するように行う。

4. 設計条件及び仕様

(1) 設計条件

本申請では、現場制御盤を設置し、空気圧縮機から圧縮空気を供給する配管類及び空気圧 | ○自動切換え機能は 縮機へ冷却水を供給する配管類を更新し、手動弁を自動弁に変更する。

更新に用いる配管は、既設と同等以上の強度及び肉厚を有した配管により漏れ難い構造 とし、地震又は地盤沈下で発生する変位に対応するため、既設及び新設するサポートで支持しとし、地震又は地盤沈下で発生する変位に対応するため、既設及び新設するサポートで支持しあり、申請対象外と

なお、配管及び弁類の外表面は、耐食性を考慮して塗装を行う。

Kr 施設の圧縮空気設備の設計条件を表-1に示す。

表 一 1 (補正なし)

(2) 仕様

(補正なし)

あり、申請対象外と するため記載を変更

補正理由

して付加するもので

利便性向上を目的と して付加するもので するため記載を変更

又はいいで示す。 補正箇所を

補 正 前

廃止措置計画変更認可申請書(令和5年5月31日付け令05原機(再)011、 令和5年8月8日付け補正令05原機(再)021をもって補正)

+ 0	更新に用いる制	が 11 小子
表一 ソ		
1X Z		1世に合う マフェログス

名称	仕様	概略寸法 (m) 高さ×幅×奥行	概略重量 (kg)	耐震 分類	備考
自動切換之 制御盤	垂直自立型	$1.7 \times 0.8 \times 0.3$	110	С	別図-3 参照

表-3~表-5 (省略)

(3)配置

Kr 施設の入気室(W3 02)に自動切換え制御盤を配置する。配置場所を別図-4に示す

(4) 保守

できるようにする。保守において交換する部品は、シーケンサ、自動弁、ブレーカ等の電気 部品、弁類、ガスケット類、空気圧縮機に付属する配管類等であり、適時、これらの予備品 を入手し、再処理施設保安規定に基づき交換する。

5. 工事の方法

(省略)

(1) 工事の手順

本工事に用いる配管類は、材料を入手後、工場において配管接続用のフランジを配管に取 り付ける等の加工及び溶接を行った後、現地に搬入する。また、自動切換え制御盤は、材料 を入手後、電気部品、配線等の取付けを行った後、現地に搬入する。

本工事では、自動切換え制御盤の設置、電気・信号配線の敷設、接続等を行った後、更新 する配管の隔離措置を行う。配管の隔離措置に当たっては、圧縮空気の代替として Kr 施設 の液体窒素供給設備から窒素ガスを Kr 施設に供給した後、空気圧縮機の停止及び電源遮断 を行い、圧縮空気及び冷却水系統の既設弁を「閉」とする。その後、更新する圧空配管及び 弁並びに冷却水配管及び弁を撤去し、新規圧空配管及び弁並びに新規冷却水配管及び弁を 既設配管と接続するとともに電気配線類を自動弁等と接続する。

補 正 後

表-2 更新に用いる制御盤の仕様

名称	仕様	概略寸法(m) 高さ×幅×奥行	概略重量 (kg)	耐震 分類	備考
<u>現場</u> 制御盤	垂直自立型	$1.7 \times 0.8 \times 0.3$	110	С	別図-3

表-3~表-5 (補正なし)

(3)配置

Kr 施設の入気室(W3 02)に現場制御盤を配置する。配置場所を別図-4に示す。

○自動切換え機能は 利便性向上を目的と して付加するもので あり、申請対象外と するため記載を変更

補正理由

○自動切換え機能は 利便性向上を目的と して付加するもので あり、申請対象外と するため記載を変更

(4) 保守

Kr 施設の空気圧縮機及び自動切換え制御盤は、その機能を維持するために適切な保守が | Kr 施設の空気圧縮機及び現場制御盤は、その機能を維持するために適切な保守ができる | 利便性向上を目的と ようにする。保守において交換する部品は、シーケンサ、自動弁、ブレーカ等の電気部品、 弁類、ガスケット類、空気圧縮機に付属する配管類等であり、適時、これらの予備品を入手│あり、申請対象外と し、再処理施設保安規定に基づき交換する。

○自動切換え機能は して付加するもので するため記載を変更

5. 工事の方法

(補正なし)

(1) 工事の手順

本工事に用いる配管類は、材料を入手後、工場において配管接続用のフランジを配管に取 り付ける等の加工及び溶接を行った後、現地に搬入する。また、現場制御盤は、材料を入手|利便性向上を目的と 後、電気部品、配線等の取付けを行った後、現地に搬入する。

本工事では、現場制御盤の設置、電気・信号配線の敷設、接続等を行った後、更新する配しあり、申請対象外と 管の隔離措置を行う。配管の隔離措置に当たっては、圧縮空気の代替として Kr 施設の液体 | 窒素供給設備から窒素ガスを Kr 施設に供給した後、空気圧縮機の停止及び電源遮断を行い、 圧縮空気及び冷却水系統の既設弁を「閉」とする。その後、更新する圧縮空気配管及び弁並 びに冷却水配管及び弁を撤去し、新規圧縮空気配管及び弁並びに新規冷却水配管及び弁を 既設配管と接続するとともに電気配線類を自動弁等と接続する。

○自動切換え機能は して付加するもので するため記載を変更

○記載の適正化

補 正 前

廃止措置計画変更認可申請書(令和5年5月31日付け令05原機(再)011、 令和5年8月8日付け補正令05原機(再)021をもって補正)

自動切換え制御盤等の据え付け後は、試運転により空気圧縮機の作動状態等を確認する。 なお、空気圧縮機の停止中は、窒素ガスの供給状態の点検及び液体窒素の充てんを適時行 いながら Kr 施設の圧空貯槽の圧力を維持する。

本工事フローを別図-5に示す。

工事の各段階で所要の試験・検査を行うこととしており、実施する試験・検査項目(調達 管理等の検証のために行う検査を含む。)、検査対象、検査方法及び判定基準を以下に示す。

 $1 \sim 4$

(省略)

⑤ 据付 • 外観検査 (2)

対 象:自動切換え制御盤及び据付ボルト

方 法:自動切換え制御盤の据付ボルトの仕様、本数及び据付寸法を確認する。また、自 動切換え制御盤が所定の位置に配置され、外観に有害な傷及び変形がないことを 目視により確認する。

図-3に示す間隔以上であること。また、自動切換え制御盤の位置が別図-4に 示す位置に配置され、自動切換え制御盤の外観に有害な傷及び変形がないこと。

⑥ 作動検査

対 象:空気圧縮機及び自動弁

方法:自動切換え制御盤の電源を遮断した時に、自動弁が開となること並びに空気圧縮 機の起動及び停止ができることを確認する。

判 定:自動弁が開となること。また、空気圧縮機が正しく作動し、レシーバータンクが 所定の圧力(0.50~0.88 MPa)となること。

(2) 工事上の安全対策

(省略)

補 正 後

現場制御盤等の据え付け後は、試運転により空気圧縮機の作動状態等を確認する。

なお、空気圧縮機の停止中は、窒素ガスの供給状態の点検及び液体窒素の充てんを適時行 いながら Kr 施設の圧空貯槽の圧力を維持する。

本工事フローを別図-5に示す。

工事の各段階で所要の試験・検査を行うこととしており、実施する試験・検査項目(調達 管理等の検証のために行う検査を含む。)、検査対象、検査方法及び判定基準を以下に示す。

 \bigcirc

(補正なし)

⑤ 据付 · 外観検査(2)

対 象:現場制御盤及び据付ボルト

方 法:現場制御盤の据付ボルトの仕様、本数及び据付寸法を確認する。また、現場制御 盤が所定の位置に配置され、外観に有害な傷及び変形がないことを目視により確 認する。

判 定:自動切換え制御盤の据付ボルトが所定の仕様 (M12) 及び本数 (4本) であり、別 | 判 定:現場制御盤の据付ボルトが所定の仕様 (M12) 及び本数 (4本) であり、別図-3 に示す間隔以上であること。また、現場制御盤の位置が別図-4に示す位置に配 置され、現場制御盤の外観に有害な傷及び変形がないこと。

⑥ 作動検査(1)

対 象:空気圧縮機及び自動弁

方法:現場制御盤の電源を遮断した時に、自動弁が開となること並びに空気圧縮機の起 動及び停止ができることを確認する。

判 定:自動弁が開となること。また、空気圧縮機が正しく作動し、レシーバータンクが 所定の圧力(0.50~0.88 MPa)となること。

(7) 作動検査(2)

対 象:空気圧縮機、自動弁及び現場制御盤

方法:現場制御盤を操作し、空気圧縮機の起動及び停止並びに自動弁の開閉ができるこ とを確認する。

判 定:自動弁及び空気圧縮機が正しく作動し、レシーバータンクが所定の圧力(0.50~ 0.88 MPa) となること。

(2) 工事上の安全対策

(補正なし)

○自動切換え機能は 利便性向上を目的と して付加するもので あり、申請対象外と するため記載を変更

補正理由

○自動切換え機能は

利便性向上を目的と

して付加するもので

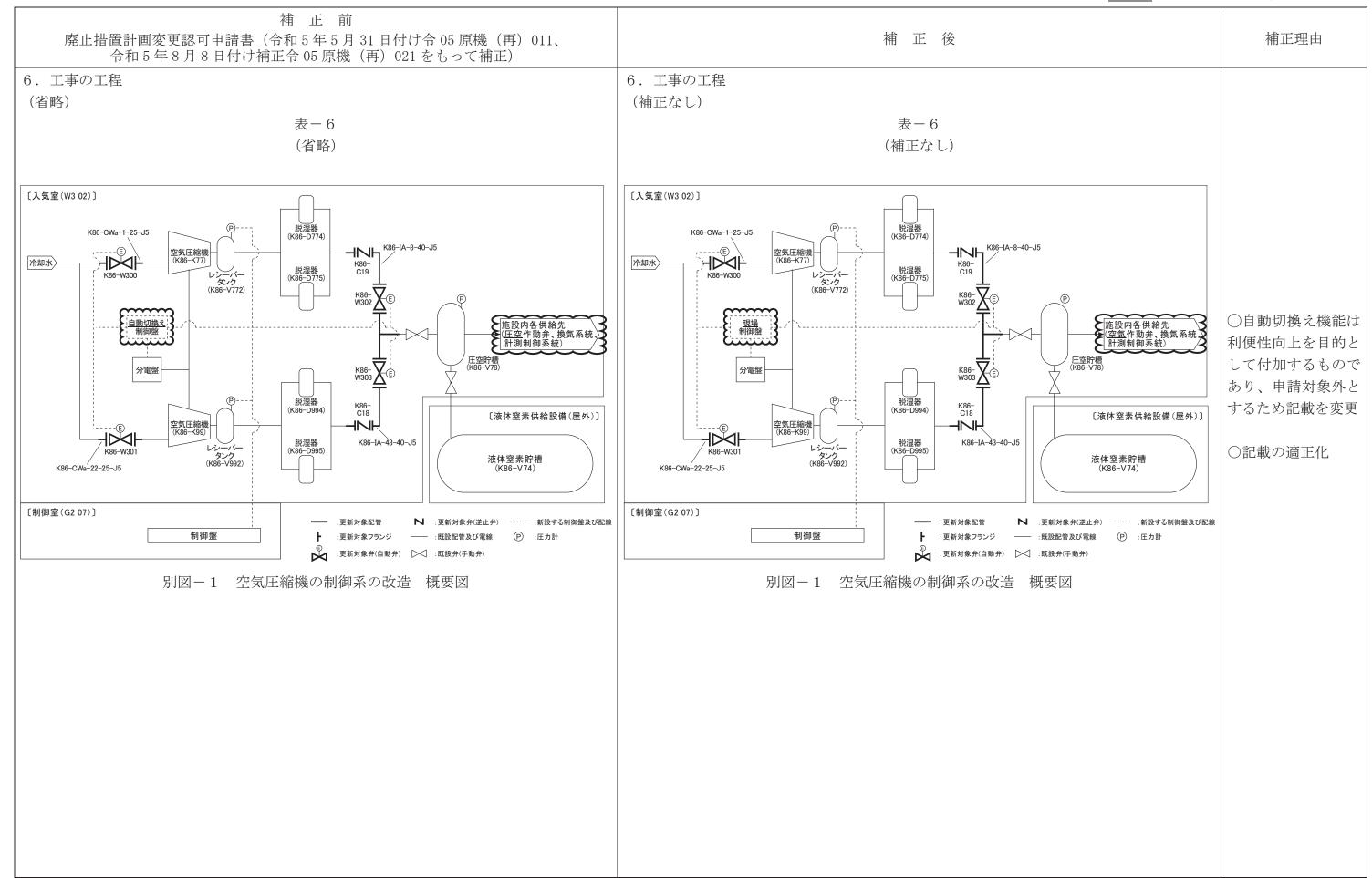
あり、申請対象外と

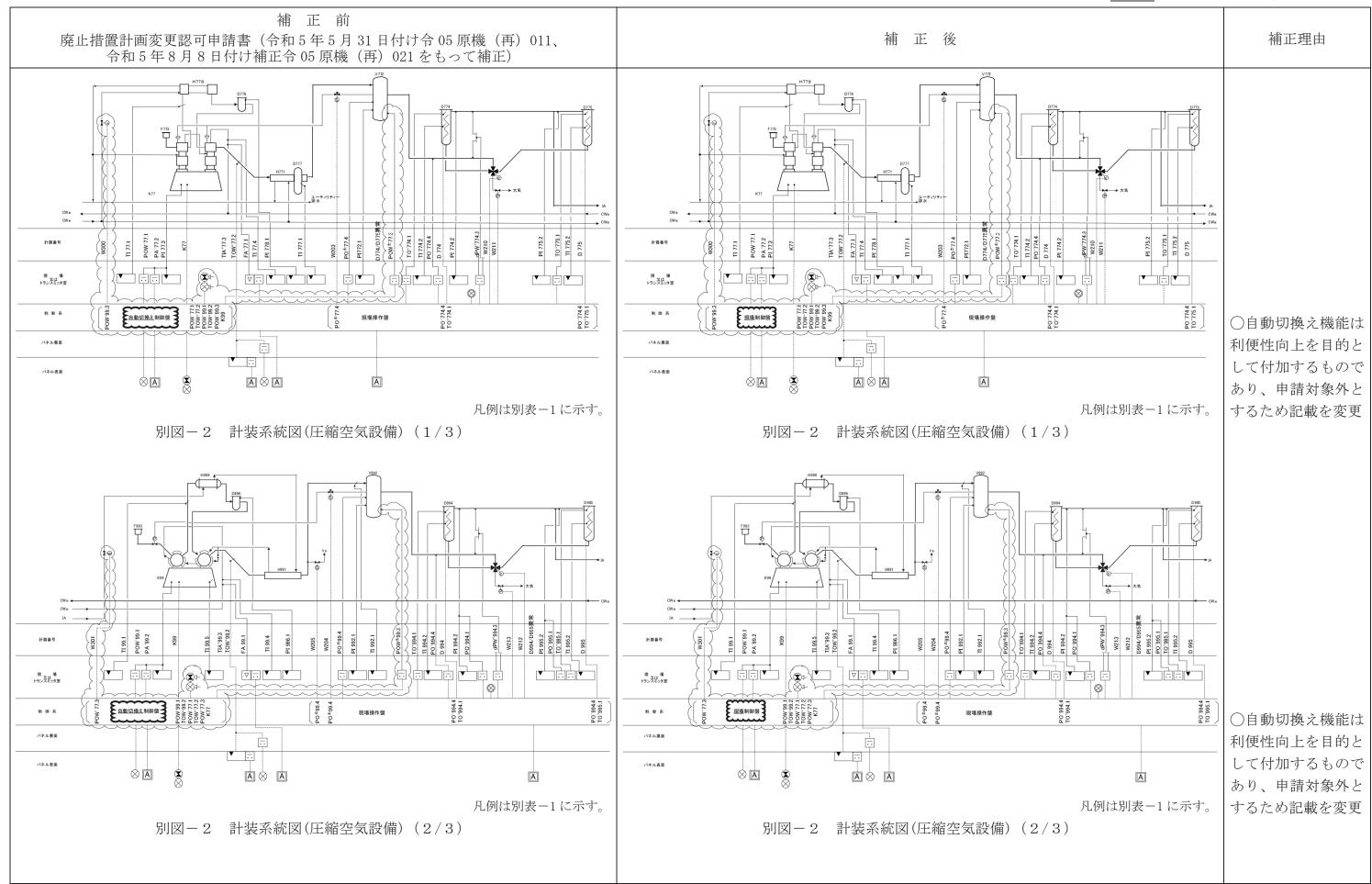
するため記載を変更

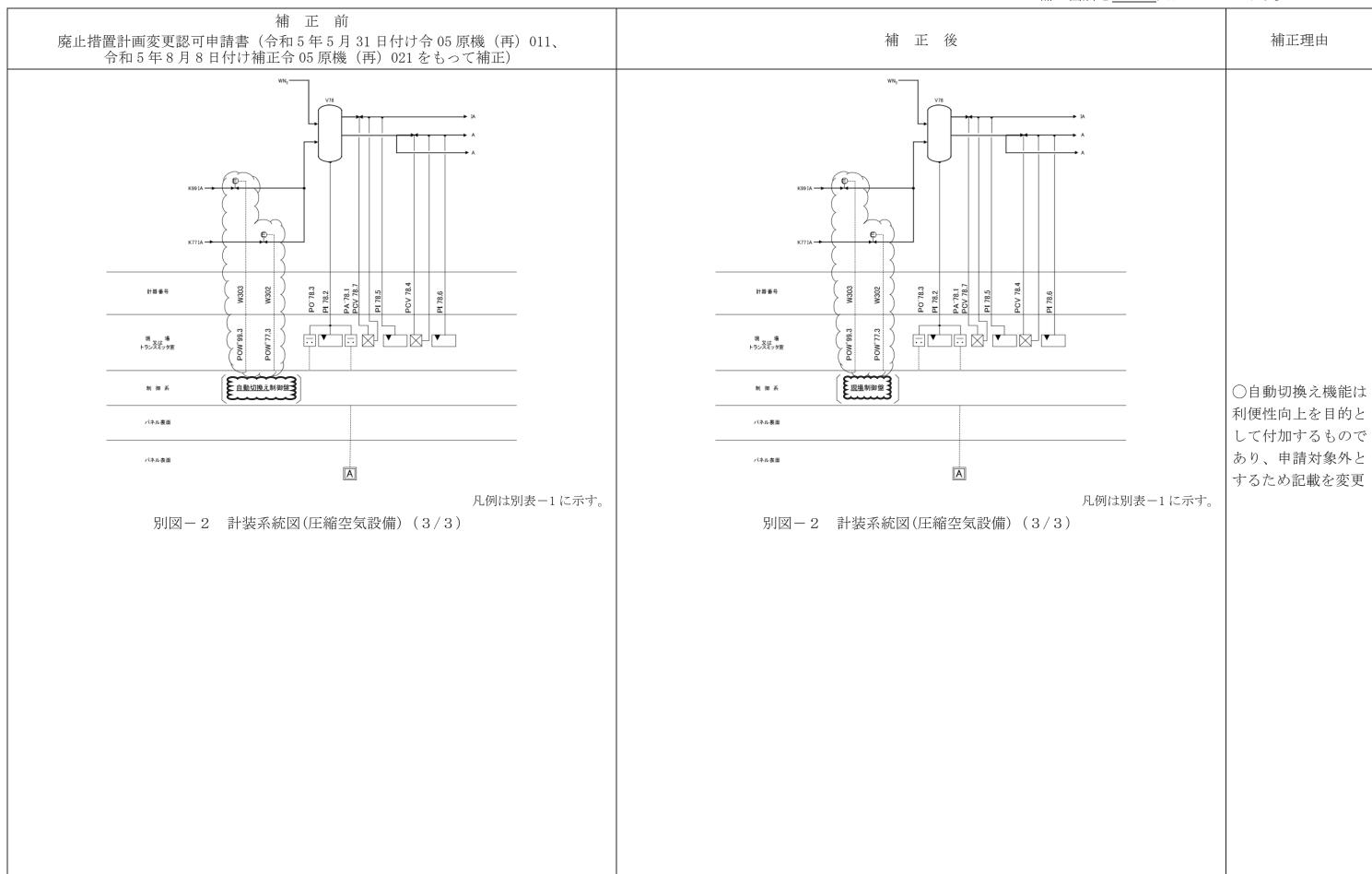
○記載の適正化

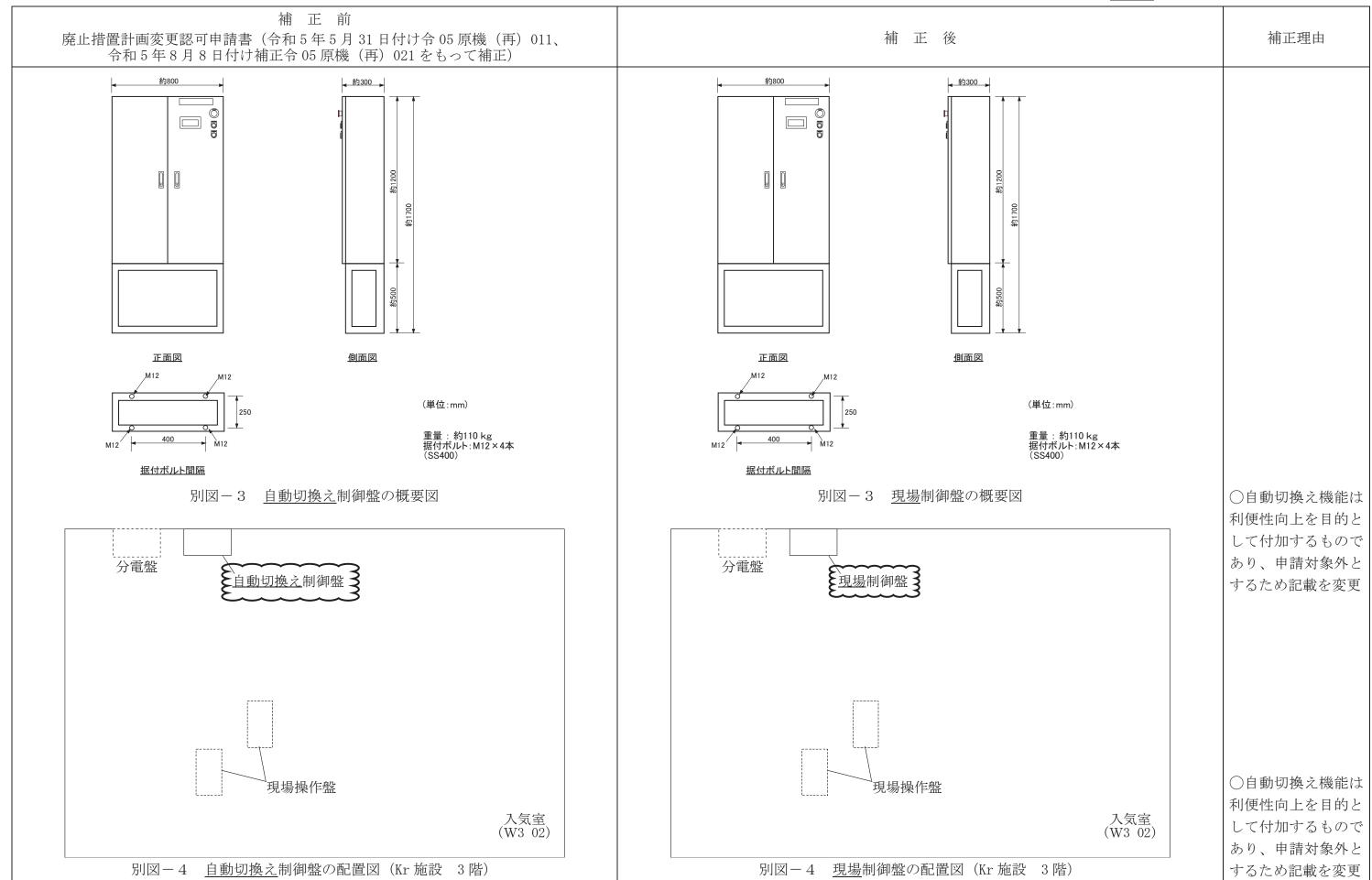
○自動切換え機能は 利便性向上を目的と して付加するもので あり、申請対象外と するため記載を変更

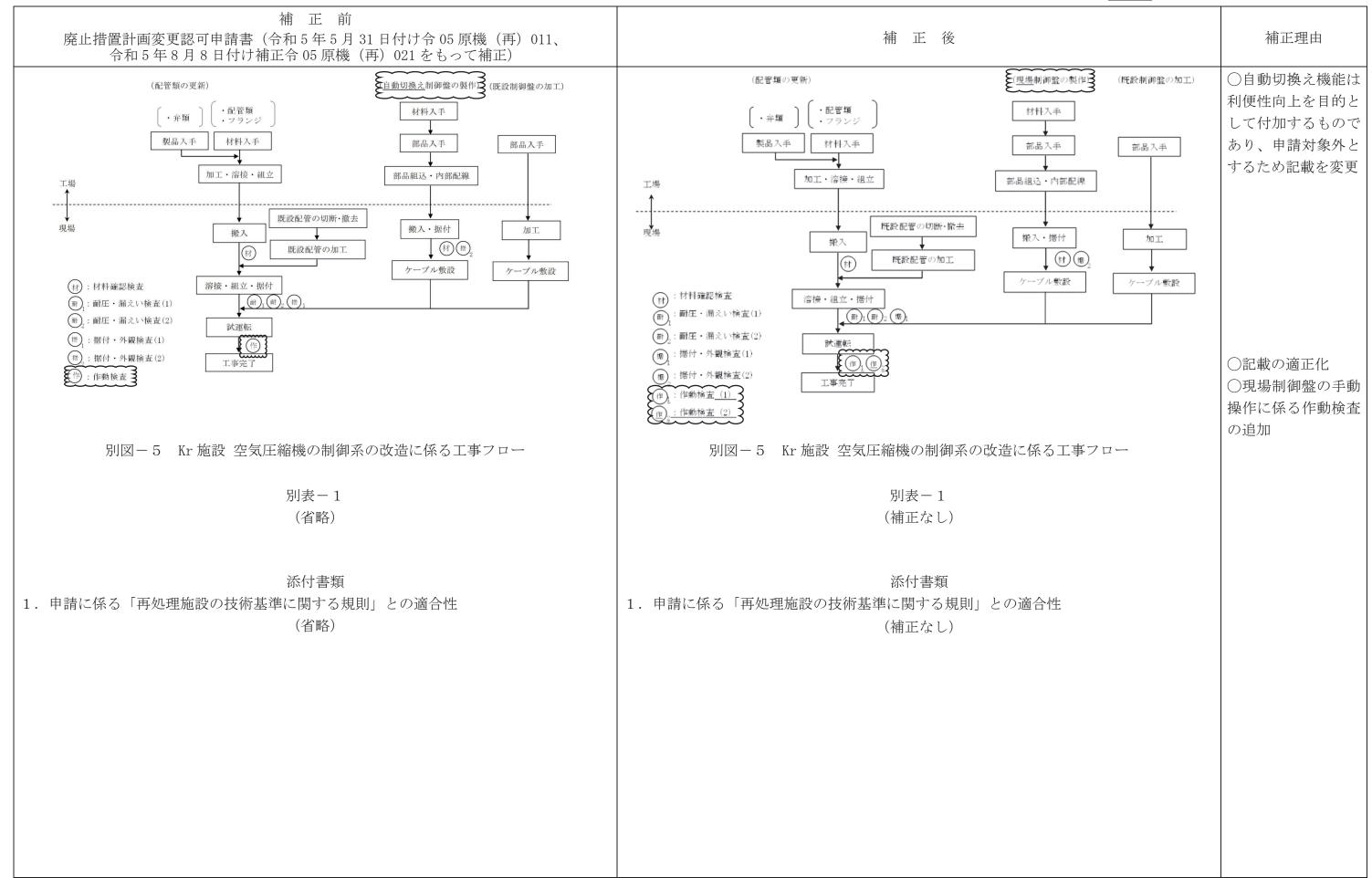
○現場制御盤の手動 操作に係る作動検査 の追加











核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表 又はくハハンで示す。 補正箇所を 補 正 前 補 正 後 廃止措置計画変更認可申請書(令和5年5月31日付け令05原機(再)011、 補正理由 令和5年8月8日付け補正令05原機(再)021をもって補正) 別紙-1 別紙-1 第六条(地震による損傷の防止) 第六条(地震による損傷の防止) 安全機能を有する施設は、これに作用する地震力(事業指定基準規則第七条第 安全機能を有する施設は、これに作用する地震力(事業指定基準規則第七条第 二項の規定により算定する地震力をいう。) による損壊により公衆に放射線障害 二項の規定により算定する地震力をいう。)による損壊により公衆に放射線障害 を及ぼすことがないものでなければならない。 を及ぼすことがないものでなければならない。 2 耐震重要施設(事業指定基準規則第六条第一項に規定する耐震重要施設をい 2 耐震重要施設(事業指定基準規則第六条第一項に規定する耐震重要施設をい う。以下同じ。) は、基準地震動による地震力(事業指定基準規則第七条第三 う。以下同じ。)は、基準地震動による地震力(事業指定基準規則第七条第三 項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。) に対してその安全 項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。) に対してその安全 性が損なわれるおそれがないものでなければならない。 性が損なわれるおそれがないものでなければならない。 3 耐震重要施設は、事業指定基準規則第七条第三項の地震により生ずる斜面の 3 耐震重要施設は、事業指定基準規則第七条第三項の地震により生ずる斜面の 崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。 崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。 1項 Kr 施設の圧縮空気設備(耐震分類 C 類)は、新たに自動切換え制御盤の設置、手動 1項 Kr 施設の圧縮空気設備(耐震分類 C 類)は、新たに現場制御盤の設置、手動弁の自 ○自動切換え機能は 弁の自動弁への変更及び配管の更新を行うものの、耐震クラスの変更はない。また、 動弁への変更並びに圧縮空気配管及び冷却水配管の更新を行うものの、耐震クラスの 利便性向上を目的と 自動切換え制御盤は、据付ボルトで固定することで転倒を防止する。 変更はない。また、現場制御盤は、Kr施設における耐震分類C類の設計震度を用いて して付加するもので 支持部に発生する応力が据付ボルトの許容応力を下回るように設計することで転倒を あり、申請対象外と 防止する。 するため記載を変更

性が損なわれるおそれがないようにする。

配管は、すべて定ピッチスパン法に基づく間隔で支持し、地震力に対してその安全

圧縮空気配管及び冷却水配管は、すべて定ピッチスパン法に基づく間隔で支持し、 地震力に対してその安全性が損なわれるおそれがないようにする。

○耐震性に関する記 載の明確化

○申請対象を明確に するため記載を変更 補 正 前

廃止措置計画変更認可申請書(令和5年5月31日付け令05原機(再)011、 令和5年8月8日付け補正令05原機(再)021をもって補正)

補 正 後

補正理由

別紙-2

別紙-2

第十六条(安全機能を有する施設)

安全機能を有する施設は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に 想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう に設置されたものでなければならない。

- 2 安全機能を有する施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機 能の重要度に応じ、再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができるよ うに設置されたものでなければならない。
- 3 安全機能を有する施設は、その安全機能を維持するため、適切な保守及び修 理ができるように設置されたものでなければならない。
- 4 安全機能を有する施設に属する設備であって、ポンプその他の機器又は配管 の損壊に伴う飛散物により損傷を受け、再処理施設の安全性を損なうことが想 定されるものは、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければな らない。
- 5 安全機能を有する施設は、二以上の原子力施設と共用する場合には、再処理 施設の安全性が損なわれないように設置されたものでなければならない。
- 2項 本申請は、Kr 施設の空気圧縮機並びに圧縮空気及び冷却水の供給系統において、弁 2項 本申請は、Kr 施設の空気圧縮機並びに圧縮空気及び冷却水の供給系統において、弁 の自動化、自動切換え制御盤の設置等を実施するものであり、圧縮空気及び冷却水の 供給系統の機器構成に変更はなく、検査又は試験ができることから、問題ない。

第十六条(安全機能を有する施設)

安全機能を有する施設は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に 想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう に設置されたものでなければならない。

- 2 安全機能を有する施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機 能の重要度に応じ、再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができるよ うに設置されたものでなければならない。
- 3 安全機能を有する施設は、その安全機能を維持するため、適切な保守及び修 理ができるように設置されたものでなければならない。
- 4 安全機能を有する施設に属する設備であって、ポンプその他の機器又は配管 の損壊に伴う飛散物により損傷を受け、再処理施設の安全性を損なうことが想 定されるものは、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければな らない。
- 5 安全機能を有する施設は、二以上の原子力施設と共用する場合には、再処理 施設の安全性が損なわれないように設置されたものでなければならない。
- の自動化、現場制御盤の設置等を実施するものであり、圧縮空気及び冷却水の供給系 統の機器構成に変更はなく、予備機への切換えにより空気圧縮機(圧縮空気配管及び 冷却水配管並びに現場制御盤を含む。)の検査又は試験ができることから、問題ない。
- ○自動切換え機能は 利便性向上を目的と して付加するもので あり、申請対象外と するため記載を変更 ○検査・試験対象の 明確化

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

補正箇所を_____又は こって示す。

		(11.)0
補 正 前 廃止措置計画変更認可申請書(令和 5 年 5 月 31 日付け令 05 原機(再)011、 令和 5 年 8 月 8 日付け補正令 05 原機(再)021 をもって補正)	補正後	補正理由
3項 本申請は、Kr 施設の空気圧縮機並びに圧縮空気及び冷却水の供給系統において、弁の自動化、自動切換之制御盤の設置等を実施するものであり、圧縮空気及び冷却水の供給系統の機器構成に変更はなく、予備機への切換えにより適切な保守及び修理ができることから、問題ない。	の自動化、 <u>現場</u> 制御盤の設置等を実施するものであり、圧縮空気及び冷却水の供給系	○自動切換え機能は 利便性向上を目的と して付加するもので あり、申請対象を変更 ○保守・修理対象の 明確化
2. 申請に係る「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第44条第1項の 指定若しくは同法第44条の4第1項の許可を受けたところ又は同条第2項の規定によ り届け出たところによるものであることを説明した書類 (省略)	2. 申請に係る「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第44条第1項の 指定若しくは同法第44条の4第1項の許可を受けたところ又は同条第2項の規定によ り届け出たところによるものであることを説明した書類 (補正なし)	
以上	以上	